

令和 3 年

南三陸町議会会議録

第 1 回定例会    3 月 2 日    開 会  
                             3 月 22 日    閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和3年3月9日（火曜日）

第1回南三陸町議会定例会会議録

（第5日目）

---

令和3年3月9日（火曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

会 計 管 理 者	三 浦 浩 君
総 務 課 長	高 橋 一 清 君
企 画 課 長	及 川 明 君
企画課震災復興企画調整監	桑 原 俊 介 君
管 財 課 長	阿 部 彰 君
町 民 税 務 課 長	阿 部 明 広 君
保 健 福 祉 課 長	菅 原 義 明 君
環 境 対 策 課 長	佐 藤 孝 志 君
農 林 水 産 課 長	千 葉 啓 君
商 工 観 光 課 長	佐 藤 宏 明 君
建 設 課 長	及 川 幸 弘 君
建 設 課 技 術 参 事 ( 漁 港 担 当 )	田 中 剛 君
上 下 水 道 事 業 所 長	佐 藤 正 文 君
歌 津 総 合 支 所 長	三 浦 勝 美 君
南三陸病院事務部事務長	佐 藤 和 則 君
教育委員会部局	
教 育 長	齊 藤 明 君
教 育 総 務 課 長	阿 部 俊 光 君
生 涯 学 習 課 長	大 森 隆 市 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	男 澤 知 樹 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	高 橋 一 清 君
農業委員会部局	
事 務 局 長	千 葉 啓 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長	男 澤 知 樹
---------	---------

---

議事日程 第5号

令和3年3月9日（火曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 発議第 2号 南三陸町議会の会期等に関する条例制定について
- 第 3 発議第 3号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 発議第 4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項について
- 第 5 議案第 9号 南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 第 6 議案第10号 南三陸町まち・ひと・しごと創生基金条例制定について
- 第 7 議案第11号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第12号 南三陸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第13号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第14号 南三陸町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第15号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第16号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第17号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第18号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第19号 南三陸町野営場条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第20号 南三陸町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第21号 南三陸町林業村落センター設置及び管理条例を廃止する条例制定について
- 第18 議案第22号 南三陸町被災市街地復興土地区画整理事業基金条例を廃止する条例制定について
- 第19 議案第23号 工事請負契約の締結について

- 第 2 0 議案第 2 4 号 工事請負契約の締結について
  - 第 2 1 議案第 2 5 号 工事請負契約の締結について
  - 第 2 2 議案第 2 6 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 3 議案第 2 7 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 4 議案第 2 8 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 5 議案第 2 9 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 6 議案第 3 0 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 7 議案第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 8 議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結について
  - 第 2 9 議案第 3 3 号 工事請負変更契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 9 まで

午前10時00分 開議

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

昨日の特別委員会、現地調査ということで大変御苦労さまでございました。本日からまた本会議であります。よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において3番佐藤雄一君、4番千葉伸孝君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

ここで、本定例会の会議資料に誤りがありましたので、その箇所等について事務局長より説明させます。局長。

○事務局長（男澤知樹君） おはようございます。

それでは、御説明申し上げます。

既に配付をいたしております、令和3年第1回定例会という表紙の資料の一部に誤りがあることを先週金曜日、本会議終了後確認をいたしました。こちらの資料でございます。

定期監査結果の報告書の一部、ページで申しますと10ページ、11ページ及び13ページの定期監査提出書類という表の中に誤りがあるというものであります。既に配付をいたしております正誤表のとおり、複数箇所の誤りを確認いたしております。この資料作成事務の責任者は局長である私であります。本資料に関し、一字一句までの確認を行わなかったその結果、誤りがある資料を提出した責任は私にございます。大変申し訳なく思っております。議場出席の皆様におわびを申し上げます。今後におきましては同様のミスを二度と起こさせぬよう、これまで以上に事務局内の事務の確認、チェックを行ってまいります。

なお、この誤りの原因でありますが、原因は議長宛てに監査報告書が提出された後、定例会に提出する資料としてこれを議会事務局内部で印刷調整する際に、議長宛てに提出された文書そのものをコピーすればよかったのですが、ホチキスの跡が残ったり、また報告書の体裁が両面印刷だったことから、これを印刷すると裏移りする懸念があるといったことから、これをそのまま使用せず、この表の基となっているパソコン内のフォルダに格納していたデー

タをプリントアウトして資料化してしまったことによるものであります。実は、このフォルダには各担当課が監査に対し回答した委託先、契約方式、委託料の金額などをそのまま入力した表、今回の誤った表とそれを監査、チェックした後監査委員事務局内において各担当課が誤って回答した内容などを修正し直した表、今回の修正後版の2つが格納されておりまして、今回誤って修正する前の表を修正後の表と解して印刷してしまったということが主な要因でございます。そして、その後の私のチェックがおろそかであった、これが最大の原因でございます。今後におきましては、事務局内において慎重なる事務を心がけてまいります。

なお、修正した資料につきましては本日昼休み中に差し替えをさせていただきたいと存じますので、議員各位並びに当局職員の皆様には昼食時の離席の際には当該資料を机の上に置いてくださいますようお願いを申し上げます。

大変申し訳ございませんでした。

以上であります。

- 議長（三浦清人君） ただいま局長から報告あったとおりであります。実は昨日この報告を受けまして、局長を議長室に呼びまして、二度とないように注意をしてほしいという注意をいたしました。私のほうからも議員各位、そして町民の皆様方に大変御迷惑をおかけしたことにたいしましておわびを申し上げるところであります。

---

## 日程第2 発議第2号 南三陸町議会の会期等に関する条例制定について

- 議長（三浦清人君） 日程第2、発議第2号南三陸町議会の会期等に関する条例制定についてを議題といたします。職員に議題を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- 議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。星喜美男君。
- 11番（星喜美男君） 通年会期の導入に当たり、会期等定めるため制定するものであります。よろしく申し上げます。
- 議長（三浦清人君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）
- なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
- 討論に入ります。（「なし」の声あり）
- 討論を終結いたします。
- これより発議第2号を採決いたします。



本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 発議第3号 南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第3、発議第3号南三陸町議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。星喜美男君。

○11番（星喜美男君） 通年会期の導入に当たり、委員会条例の一部改正をするものであります。よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 発議第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項について

○議長（三浦清人君） 日程第4、発議第4号地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分指定事項についてを議題といたします。職員に議案を朗読させます。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。山内昇一君。

○15番（山内昇一君） 提出の理由といたしまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項を定めるためであります。

以上です。

○議長（三浦清人君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発議第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第9号 南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第9号南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第9号、南三陸町議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の議会議員及び長の選挙における選挙公営について定めたいため、新たに制定するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第9号の細部説明をさせていただきます。

条例の文案は議案書の2ページから5ページにわたって記載されておりますけれども、これを分かりやすくかいつまんだ資料として、議案参考資料の3ページと4ページに掲載させていただきましたので、こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この議案参考資料2の1の冊子の3ページを御覧願います。

本件は、公職選挙法の一部が改正され、町村議会議員選挙及び町長選挙の立候補に係る環境の改善を目的として、選挙活動に係る選挙運動用自動車の使用、それから選挙運動用ビラ及びポスターの作成について公費で負担することの定めが法律のほうでなされました。これを

受けまして、市町村では条例においてその具体を定めることになったものでございます。条例の概要を申し上げます。

議案参考資料の4ページを御覧願います。

(2) 第2条から第5条につきましては、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担関連です。選挙運動用自動車としてタクシー、ハイヤー等を借り上げる場合は候補者1人当たり1日6万4,500円、それ以外でレンタカー等を借りる場合は、1日につき1万5,800円、それに加えて燃料代7,560円、運転手雇用1日1万2,500円をそれぞれ上限として公費で負担するものでございます。

次に(3)第6条から第8条では、選挙運動用のビラの作成について1枚7円51銭を上限とし、頒布の法定枚数、町議選挙では1,600枚、町長選挙にあつては5,000枚の範囲とするものでございます。

(4) 第9条から11条は、選挙運動用ポスター作製費として、1枚525円6銭掛ける掲示枚数分ということで、現在の数で98か所分、プラス定額の31万500円という計算式で、1枚当たり計算いたしますと3,694円と規定しております。規定するものでございます。

なお、(2)から(4)の全体の町の負担ですが、選挙運動用自動車、ビラ、ポスターを合わせて町長選挙の場合候補者1人当たり72万2,062円が公費負担の上限となり、町議会議員の候補者1人当たりの場合は69万6,528円、これが上限ということになります。

それから(5)供託物没収の場合における適用除外についてであります。こちらは公職選挙法の改正でこれまで町長には50万円の供託金制度がありましたが、今回議員にも適応され、15万円を事前に供託する必要が規定されました。供託金制度は、候補者の得票数が供託没収点に達しない場合は没収されるという規定が法律のほうに定められております。この(5)の条例の第2条、第6条、第9条のただし書は、この供託金が没収される結果となった場合については町のほうの公費負担の対象からも除外されるという規定であります。

それから(6)第12条及び附則です。条例の施行期日を令和3年4月1日とするもので、そうなりますと、今年度予定されております町長選挙並びに町議会選挙から適用されることとなります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(三浦清人君) 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番(後藤伸太郎君) すみません。本会議ですので、何点か確認も含めてお伺いしたいと思

うんですけれども、3点と思うんですけれども、まず、前回この議案の前に公職選挙法が改正されるということに合わせて説明があったかと思うんですけれども、その内容と大きくどうか、全く変わっていないと思うんですけれども、変わっていないんですよという確認をまず1つさせていただきたい。

それと、公費負担するということの効果、どういう意味があってそういうことをするのかということは一つには立候補する方々のハードルを下げる、いろいろな立場の方が議会であるとか町長であるとか、そういった場所に政治参画していただきたいという、その門戸を広げるという意味があると思うんですが、そのためには変わったということを知っていくということが必要になってくると、大事だろうと思いますけれども、その辺りはどう考えているのかということをお伺いします。

最後1点確認なんですけれども、立候補した方々の選挙カー、ビラ、ポスターといったものを公費で負担するということですので、かかった分払うというようなことだと思いますので、お金のかからない選挙をしたほうが町の財布は痛まないというふうに条文をそのまま読めば捉えられるのかなと思いますが、その認識でよいのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず、法律そのものの内容について前回の御説明をさせていただく機会をいただきましたが、そこから変わっているということはありません。

効果につきましても、議員おっしゃるとおり政治参画を促すということで立候補しやすい環境をつくるということが狙いであるというふうに認識しております。その上で、PRについてはホームページでありますとか広報などを使って周知してまいりたいというふうに考えております。

費用は、なるべく候補者の方々が抑えた場合その分だけ町の負担が少なくなるかという部分についてはそのとおりでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） おはようございます。

1点お伺いいたします。

5番の供託物没収の場合における適用の除外の関係ですけれども、これ15万円、新しく発生するわけですけれども、多くの人に間口を広げるという観点から言えば、むしろこの15万円というのが負担になるのではないかと、個人的にはそう思われるんですけれども、その辺と、それから当町の場合13で割った場合没収されるという数字、何票まで取らないと没収に

なるのか、その辺を教えてください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 供託金制度部分については町の条例で決めるのではなくて本法、国の法律で定められておりますので、町として意図的にそれを変えることはできませんけれども、そもそも国がそういう供託金制度をつくっているというのは、売名行為であったり、いたずら心での参加みたいなことで選挙の質を落とすべきではないということからの、一定程度の歯止めが目的でつくられている制度と認識しておりまして、その歯止めをかけるルールとして没収点というのが定められておりまして、町長であれば有効投票数、投票された中の有効投票数の10%、それから町議会議員でありますと有効投票数を定数で割った数字の10%ということになります。それを本町の数字で試算ということですが、あくまでこれはこうなった場合こうなるという数字で申し上げますと、大体当町では1万800人ほどの登録者数と見ておりまして、投票率を仮に85%で計算しますと9,200人という有効投票数になります。これを本町の議会の定数で、13人で割り戻してその10%という計算をしますと、71票がその没収点ということになるかというふうに思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認をお願いしたいと思います。

ちょっとこれは関連になるかどうかあれなんですけれども、実は今年選挙イヤーということで、このような改正がなされるわけなんですけれども、そこで政治活動並びに選挙運動に現時点ですと公営住宅の集会場が使えないという、そういう規定があるやに聞いていますが、その中での規約として、特殊な政治活動という、そういうことがうたわれていますので、その特殊な政治活動がどのようなものなのか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 特殊な政治活動という表現ではありますが、この公職選挙法の取扱い、非常に個別具体の事情を酌みながらの判断という部分がありまして、ちょっと私の手持ちの資料の中でお答えできる部分がございますので、そういったところ、個別の部分については選挙管理委員会のほうに具体の事情を伝えた上で御相談いただけないかというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 公営住宅法に、使用規則でしたか、それに載っている部分の特殊な政治活動というその中身がどういったことなのか、もしお分かりでしたら。何分以前は海岸沿い

の集落、ほとんど流されて今は高台移転となって公営住宅等に住まわれているので、以前の地区の集会場のような形にとられるんじゃないかと思えますので、そこで集会場が政治活動だったり選挙運動に使えないということは、やはりこれから新しく参入、参入という言い方は変なんですけれども、手を上げられる方たちにとってもしづらい運動の状況をつくるんじゃないかと思えますので、そのところの確認をお願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、高台移転等々で各団地に集会所等を建てさせていただいております。それに関しましては今現在町の持ち物ということではございますが、管理運営等につきましては地区のほうに委ねているというような状況でございます。災害公営住宅に関しましては、純然たる町の持ち物ということで特定の政治活動に使うことはできないということで規定に定められておるところでございます。議員皆様方で議会の報告会とかそういったものであれば開催は可能と考えてございますが、個々人がそこで意見交換会というようなものを開いた場合には、政治活動に当たる可能性がちょっとあるということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 今、課長の説明ですと、団体というか議会としてだったら使えるということなんですけれども、やはり個人としてどうして使えないのか、その点何が障害というか、障壁というか、なっているのかその部分の説明をいただければと思います。例えば国の公営住宅を造るときに、それなりの町長なり建設省なんですか、どこなんですか、そういったところからの指導があって、例えばこの被災3県沿岸の公営住宅集会場はみんなそのような規定で使えなくなっているのかどうか、その点も併せてお答えできるんでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時32分 再開

○議長（三浦清人君） 再開します。

○9番（今野雄紀君） すみません。特定の政治活動って、その内容がどのようなものなのか、例えば、ある特定の政治団体とかいろいろあるんでしょうけれども、特定の政治活動というところの具体の事例なり内容なり説明いただければ私も分かりやすいんですけれども。そこ

のところ、もしできるんでしたら再度確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長、こっちでいいの。要は特定の政治活動の内容を聞いているから。今分からないんであれば後でも。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 今ちょっと具体についてお答えできませんので、後ほど確認をしてお答えをします。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第10号 南三陸町まち・ひと・しごと創生基金条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第10号南三陸町まち・ひと・しごと創生基金条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号南三陸町まち・ひと・しごと創生基金条例制定について御説明申し上げます。

本案は、企業版ふるさと納税に係る受納金の効果的な活用を図りたいため新たに制定するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） それでは、議案第10号南三陸町まち・ひと・しごと創生基金条例制定について細部説明をさせていただきます。

本案は、内閣府から認定を受けた地域再生計画、南三陸まち・ひと・しごと創生推進計画に掲げた事業に対し、企業からいただいた寄附、企業版ふるさと納税を積立て、効果的に活用するために基金を設置するものです。

議案書の7ページを御覧ください。

条文の構成は他の基金条例にならって構成されております。第2条の積立てを御覧ください。基金として積み立てる額は予算で定める額の範囲内の額とするとしております。これは制度上寄附額に加え一般財源も併せて積み立てる必要があるためこのような記載としております。なお、併せて積み立てる一般財源の額に特段の定めはなく、積立額が寄附額と同額とならなければよいということとされております。

企業版ふるさと納税の制度概要につきましては、議案関係参考資料1冊目の5ページを御覧ください。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1点お伺いたします。

第2条の基金として積み立てる額は予算で定める額の範囲内の額とするとありますけれども、ただいまの説明を聞くと、基金額そのものを積むのではなくて、その中から幾らというのを決めて積むのかと思うんですけれども、そういう2本立ての解釈でいいのか、またそうではないというのであればその辺を、もう少し詳しく御説明願います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） この規定は、例えば寄附が100万円あったとします。そのときに、積み立てる際に100万円だけを積むのではなくて、100万円プラス町も幾らか一般財源を加えて積む必要があるということになります。先ほどもちょっと御説明させていただきましたけれども、併せて積む一般財源については額に定めがございませんので、例えば1,000円でも大丈夫ということになっていますので、100万円と1,000円を基金に積み立てると。そうすることによって寄附額100%にならないという整理になってございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そうすると額を定めないということでは、例えば今1,000円と100万円ということ为例示しましたけれども、逆に100万円と100万円という可能性も出てくる場合もあると思うんですけれども、そうした場合の根拠、それを、額を増やすために例えば100万円と100万円にした場合に、この基金を増やすためにそういう手法を取っているのかという懸念もされるわけです。そういうことがあるのかないのかお伺いします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。



○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 幾ら乗せて積むのかというのは、その基金を充てて行う事業がどれぐらいの事業費になるのかというのが一つ指標になるかと思っています。なので、南三陸町として企業版ふるさと納税を活用して行いたい事業があった場合に、そのトータル事業費でそこに対していただいた寄附があります、その寄附で、例えば足りない分だとかというのを積むとか、あとは今後さらに寄附が見込まれる、募って寄附が入るといふことであれば、一旦今いただいている寄附に併せて少額でも、例えば 1,000 円、併せて積んで翌年度にまた入ってくるのを待つというような、そんな使い方もできるようになっています。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 考え方とすれば、年度の最後、財政、財調に2分の1を積む、残額の2分の1を積むということがありますがけれども、そのほかに残ったものの中からもこれに基金として積むという、そういうような解釈が成り立つのかどうか、その辺お伺いします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） すみません、ちょっとあまり御質問の意味が理解できなかったんですけれども、「年度で残ったものからも」という声あり）なので、そこがむやみやたらに積むのではなくて、見込まれる事業について積んでいきますので、そこは財調に2分の1というお話でしたけれども、余った分を積んでいくとかそういう使い方ではないということです。そもそもこの基金の目的というのがありますので、南三陸町まち・ひと・しごと創生基金ということになっていますので、地域再生計画で認定を受けている事業の事業費に対して積んでいきますので、そういったポケットみたいな使い方はできないということです。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） まず第1点目なんですけれども、この地域再生計画ということで今のところ具体的にどういった使い方を考えているのか、集まってから考えるのか、その点1点目と、あとやはり寄附ですので、寄附する側が何らかのメリット、この資料には経済的な見返りは禁止とうたわれていますけれども、やはりそれなりの経済的でなくても企業のメリット、私たまたま口にする企業のイメージ戦略としてのメセナ、それに十分応えられるような、そういう事業ですと集まりやすいと思うんですが、その点確認させていただきます。あと、当町にも、これまでもアサヒビールさんからの寄附とかありました。ただ、その使い道としては、やはり、今回上の山のあそこに使ったということなんですけれども、そういう使い方もいいんで

しょうけれども、やっぱり具体的に継続的な寄附とかを望めるのであれば、何か大きめの施設なりなんなりに使う、そういう方法もあると思うんですが。例えば大きい施設、具体の例出すと、私のこの前の質問じゃないんですけども、運動公園みたいな形のやつをつくって、そこに大きく看板で寄附をもらったとか、そういった感じだと企業のほうも喜ぶんじゃないかと思うんですが、そういったところも含めて伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まず、地域再生計画なんですけれども、こちらは総合戦略、第2期南三陸町の総合戦略に基づいて計画をつくることになってございます。こちらはまた令和2年度で制度改正が行われておりますけれども、これまで制度改正前であれば個々の事業に基づいて地域再生計画をつくるということになってございましたけれども、こちらちょっと仕事量も大変多くて、煩雑で労力がかかるということで改正が行われていまして、総合戦略全般を地域再生計画の中で事業をうたってそれで大きくくり化した計画をつくるということになってございます。なので、南三陸町でいいますと、4つの目標がありますけれども、4つの目標をこの地域再生計画の中に織り込んで、その総合戦略に資する事業であれば寄附を受けて事業が実施できるということになってございます。

それから寄附の、企業からのメリットということなんですけれども、やはり一番大きいのが税額控除です。寄附した企業さんに、こちら制度拡充されておりますけれども、以前、令和2年よりも前では6割ということだったんですけれども、寄附額の最大9割までが軽減されるということになってございます。それ以外に、よく企業版ふるさと納税の活用ということとでいくと、いわゆるSDGsの関係であったりとか、それから先ほど議員もおっしゃったように企業のイメージアップ、それからよく内閣府さんのほうで言っているのが、寄附企業にメリットが出るような枠組みをということであるんですけれども、例えば何か環境分野の取組をしたいということになったときに環境に関わるようなお仕事をされている企業の方が寄附してくれるとか、そういった関連のある寄附というのがやっぱり多く見受けられるというふうに思います。

それから使い道なんですけれども、先ほど何か箱物をといるお話だったんですけれども、こちら先ほど言ったように総合戦略に資する事業ということになっていきますので、総合戦略に資するものであれば箱物であっても否定はされないということになっていきます。ただ、つくる時に当たってはいいんですけれども、今後の維持管理も考えるとそこら辺は慎重に考える必要があるのかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 総合戦略から使えるということで、簡単にいうと何にでも使えるというのは乱暴な言い方かもしれませんが、ある程度町の皆さんが、地域が再生するような形の事業だったら寄附が使えるという、そういうことでよろしいのかどうか一応確認。

そこで、企業さんのメリットとしては6割から9割減免されるという、そういうことで分かりました。そうすると、これから社会貢献を考えている企業はますますしたくなるような状況になってくるといいますんで、やはりそういった場合に当町で寄附を望むんでしたらやはり特色のある形で、当然よその自治体も狙っているでしょうから競争にはなるとは思うんですが、そういった特色等はこういった形で表す考えがあるのか、この場だと難しいかもしれませんが、簡単な形でも簡単に。

あとは先ほど箱物をつくっても維持をするのが大変だという、そういう答弁があったんですが、できるならば継続的な寄附という、そういったやつを目指すということも一つの方法ではないかと思えます。これまた例えばではあるんですけども、アサヒビールさんも確か東海、静岡のほうにアサヒビール、アサヒ、美術館かなんか小さな、何町でしたっけ、私今日メモしていた手帳をすっかり忘れてきまして具体の例を出しかねるんですけども、何週前かの日曜美術館でそのことをやっていました。そういった旨からもいろいろな箱物というか、そういったやつを検討できるんじゃないかと思えますんで、そこを伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まず1点目、言ってしまうと何にでも使えるんじゃないかということなんですけれども、私のほうから何でも使えますというのはなかなか言いつらいんですけども、総合戦略に資するという事なので、そこは理由のつけ方というのは一つあるかなと思います。それから南三陸町の総合戦略の場合、官民連携で南三陸町らしさを実現する事業ということで柱を立ててございます。地域再生計画を申請する際に、企業版ふるさと納税を活用した地域再生事業というものを織り込んでいます。これを織り込んでいることによって基本的には何にでも使えるというような認識でおります。

それから、町で寄附を望むのならばというお話なんですけれども、確かに特色を出していくというのは大切なんだと思うんですけども、それよりも今ちょっと思っているのは、寄附を募るための営業活動、そういうのがやっぱり必要になってくるかなというふうに思っています。こちらは他の自治体で取り組んでいるところもございまして、寄附額の中から、

営業代行を委託で頼んで実際に代行企業さんが寄附を引っ張ってこられた場合に、引っ張ってきた寄附の中から何%かを委託事業者さんのほうにお支払いするといったものがあります。こちらは内閣府にも確認しましたが、そういう使い方はオーケーだということになってございますので、今後寄附を募るといことで、我々のような職員が企業にぽっと営業に行ってもあまり相手にされませんので、そういったものも考えていかなければいけないかなというふうに思っております。

それから、継続的な寄附を目指すということ、こちらは本当に継続的に寄附していただくと大変ありがたいところではあるんですけども、企業の経営状況にもよってきますので、御寄附いただいたところにはお礼状も出して、来年もぜひお願いしたいということをお願いはするんですけども、そうですね、できるだけいただいた縁をつないで引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体分かったんですけども、1点だけ引っかかった点がありまして、企業に営業する際にどなたか仲人というか、仲人じゃない、何だっけ、要はコンサルなりの委託を頼んで営業するという、そういう答弁がありました。私は、私の思いというか、それよりも、この前資料いただいたように委託、委託、委託で、やはりそういった再生の肝というか特色を出すためには、見栄えのいいそういうコンサルさんよりも自分たちで、庁舎なり町内の頭で考えてそして寄附を募る、真に何が大切なのかというか欲しいのかという、そういう部分もコンサルを頼まなければ可能なんじゃないかという、そういう理想論的っぽいことを思っているわけですけども、やはり寄附を募るにはコンサルの力が必要なのかどうか再度確認させていただいて終わりとします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 私先ほど申しましたのは、あくまで一つの方法でしかありませんので、それが全てというわけではございません。おっしゃるとおり自分たちで営業するというのも必要だと思います。南三陸町の場合、震災でたくさんの御縁をいただいておりますので、機会あるごとにそういったところもアピールさせてもらうことが必要になってくるのかなというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この条例通ればすぐ事業を開始ということになるんだろうと思いますが、その事業を開始する中で、先ほど説明がありましたアピールというか企業へ営業活動、

それをする際に、ただ寄附してくださいではちょっと無理があると思います。営業活動をするからには詳細な事業活動、事業内容あるんだらうと思いますが、その辺当たり、将来的な施策といいますか、その辺どのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 確かに寄附を募る場合に、こういうのをやりたいんですというのでやっている自治体もあるらしいんですけれども、できるだけ詳細に分かったほうが好ましいというのはそのとおりかと思います。今年、寄附いただいておりますけれども、いただいているのは高校魅力化事業、それから道の駅に対して寄附をいただいております。この分につきましては我々のほうで取り組んでいる事業ですので、その企業さんに対して寄附の申出があったときに御説明させていただいて、この事業に御寄附いただけませんかというような説明をさせていただいております。なので、できる限り企業さんが魅力的と思えるような事業を立ててしっかり説明をして、それで御寄附をいただくということかと思えます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10 番（高橋兼次君） そうすると、まだこれからの具体的なあれは立っていないのね。今高校の魅力化とか道の駅とか、それに対してまた寄附を求めていくのか、あるいは新たな事業を起こして寄附を募っていくのか、その辺はこれからなことは分かるんだけれども、今直近でどのようなことを考えているんですか。考えてないの。

○議長（三浦清人君） 大丈夫なの。暫時休憩をいたします。再開は 11 時 15 分といたします。

午前 10 時 56 分 休憩

---

午前 11 時 15 分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開をいたします。

議案第 10 号の答弁から震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 具体的な事業ということですので、地域再生計画の中で記載しているものをちょっと御紹介させていただきたいと思います。

総合戦略、第 2 期総合戦略の 4 つの目標に沿って、書かせて、計画をつくらせていただいておりますので、1 つ地域の仕事（ちから）を輝かせる事業ということでは就業体験推進事業であったり、町内の産業の見える化推進事業というものを例として、具体的な事業例として書かせていただいております。それから、ともに未来を拓く人々が集う家（まち）をつくる

事業ということだと、お試し移住事業、それから空き家バンク利用促進事業というものを記載しております。豊かな自然の中でともに支えあい世代（いのち）をつなぐ事業ということでは、子育てに伴う休暇取得の促進事業、地域を学ぶ・地域で学ぶ人材育成事業というものを例示ということで書かせていただいております。それから官民連携で南三陸町らしさを実現する事業ということでいきますと、南三陸ブランド育成、管理事業、それから企業版ふるさと納税を活用した地域再生事業というものを計画上記載しております。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろと詳細な事業があるようではすけれども、いずれにしても財政は細る傾向にあるわけですので、いろいろな仕組みを構築しながら事業に当たっていくべきかと思いますが、そこで寄附額の下限が10万円となっているんだけれども、以前は幾らだったのかな。そこだけ確認しておきます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

---

午前11時17分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

質疑を続行いたします。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第11号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第11号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第11号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は効率的な組織運営等を目的として、本町組織を見直すべく必要な改正を行うものであ

ります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） それでは、説明に入ります前に、議案第11号の関係資料の修正があったことについて、あらかじめおわびを申し上げたいというふうに思います。

今回のミスにつきましては古いデータを基に作成したことが最大の要因ではございますが、改正部分の赤い字の部分だけに私のチェックが主に傾注してしまったということが重なったイージーなミスだったと思います。大変申し訳ございませんでした。

それでは、早速ですが、議案第11号三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

議案関係参考資料の2冊のうちの1、6ページの新旧対照表を御覧いただければと思います。

本案につきましては、震災復興後の持続可能な行政組織の構築が求められている状況下におきまして所用の改正を行うものでございます。

条例改正部分をまず御説明いたしますと、最初に第2条でございますが、これまで会計管理者の補助組織としての出納係を、会計課を新たに設置し町の組織としても位置づけるものです。

その内容につきましては第3条になります。会計課の所掌事務といたしまして、会計管理者の補助組織以外の権限となる基金の管理でありますとか、工事の検査に関わる事務などを所掌させるための追加というふうになります。なお、本条例につきましては令和3年4月1日からの施行を予定するものでございます。

次に、参考までに今回までの条例改正以外の部分の改正、いわゆる規則の改正に当たる部分を御説明いたします。

修正版の7ページ、それと参考資料8ページの機構図中、赤い色の部分の箇所が変更となる箇所でございます。簡単に御説明いたしますと、当課、企画課内に行政改革推進係を設置するとともに、地方創生・官民連携推進室を地方創生推進係に変更をいたします。それと、建設課内の土木建築係、公営住宅管理係を、名称が変わりますが、土木係と営繕係に再編いたします。

次に8ページになりますが教育委員会事務局におきましては、これまで教育総務課、生涯学習課、この2つの課を教育委員会事務局として一本化し、2つの係に見直しするものでござ

います。

以上、細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 初めに、組織の編成、新たな時代を迎えるということでこういった形に変わったんですが、人員に関しての増加減、その辺はどのような感じになっているんでしょうか。その辺まず1点、

あと建設課に関してはあと上下水道事業所、これに関しても今の仮設第2庁舎から今後本庁舎の中に入ってくるのか、そういった今後の見通し、その辺2点お示してください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 人員についてお答えいたしますが、人員につきましてはこのあとの議案で定数条例が出てまいります。定数条例の中には具体のそれぞれの部局ごとの人数が出てまいりますけれども、それだけ見ましても大変な大きな数字の変更になります。あとの議案で詳しくは申し上げたいと思いますが、いずれ震災後10年が経過して、今後正規の職員の体制になりますと派遣の職員の数分だけ減少しますし、それから組織全体的にもそれでやっつけていける体制を考えなければならないということから、人員と併せて組織の改正案が議案として出させていただいているところでございますので、よろしく願いしたいと思います。

併せて、庁舎の関係お尋ねですけれども、庁舎も令和3年度において第2庁舎、今建設課の入っている、建設、水道が入っている向こうの庁舎につきましては解体というようなこととなりますので、そちらの部局も本庁舎並びにケアセンターを使って今後行政運営をしております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 分かりました。人数は後でということで総務課長のほうから今お声がありました。建設課、そして上下水道事業所、これに関してはケアセンターの、ケアセンターのスペースというのは今保健福祉課が活動していますが、だと思っんですが、そしてこの建設課、そして上下水道事業所、その辺の入るスペースというのは今を見ると1回には保健福祉課がありまして、2階の場所をこういった課がそこに入るということなのか、その辺の確認をお願いします。

あと、ちょっと心配しているのは、例えば教育施設が、結局、生涯と教育総務課が一つになるような形だと思うんですけれども、教育部署というのはやっぱり子育て事業で大変だし、



あと保健福祉課も子育て事業、今後のまちづくりを考えた場合に移住定住、あと若者の子育て環境の改善を考えていくと、その辺、私は大事な部署だと思うので、その辺の、例えば活動の幅が広がってきて、今企画課が移住定住もやっていますし、あとそういった子育て環境は基本的には保健福祉課がやっていますけれども、そういった移住定住の若い人たちが町に相談に来たときに、保健福祉課のほうで今子供たちの環境ってこうですというような感じの詳しいことが聞けると思うので、その移住定住、あと若者の子育て世帯の情報収集、あと説明、そういった部分を保健福祉課部署に、スペースも広いので、入れるような方向が私は適切かなと思います。あと、教育関係ももうちょっと充実させていかないと、若い世代が南三陸町のよさをしっかりと説明できる部署として、やっぱり教育委員会部署、あと公民館部署、この辺は必要だと思うので、その辺は今後この組織図を見ると改革的なものはあるんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 改革の考えについては企画課長のほうに後ほどお話していただくかと思いますが、物理的にいずれ第2庁舎がなくなるとその課の機能をどこかに移さなければなりませんので、そういう意味で本庁舎とケアセンターの施設の有効活用を考えながら配置を進める今検討といいますか、計画を立てて進めようとしているところであります。そういった中で生涯学習課については今後、生涯学習センターの施設も有効活用して、そちらに職員が入る、そのスペースを庁舎の中で開けて建設課などの機能をこちらのほうに持ってくるなど様々な動きが出ますので、町民の方々にもその辺はしっかり今後移動するタイミングに合わせて周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 組織の今後の見直しも含めた考え方という大枠の質問だと思うんですが、当然のことながら、震災の事業に対処するために組織自体がちょっと前まではかなり膨らんだ組織になっています。これからは震災復興、復旧、その完了とともに組織の合理化、簡素化を図っていかなければならないというのが第2次行政改革大綱で定めてございます。それに基づきまして、持続可能な組織体制を構築するというのは大きな役割にはなりますが、ただ、まだ東日本大震災からの復旧復興事業が全て完了したと、特にハード事業については完了したとはいづらい状況でございますので、今回はその部分、いわゆる建設課を中心とした部分につきましては現場に混乱をきたす可能性もあるということで、今回は改革という部分はちょっと先送りしている状況でございますが、いずれ大前提といたしまして、派遣職

員もこれから年々少なくなって、本当の意味でプロパーで、当然のことながら行政運営を行っていかねばならないということになりますと、最小の経費で最大の効果を上げられる組織づくりというのがより求められてくると思いますので、その状況、住民ニーズも踏まえながら組織の構築については考えていかねばならないというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今企画課長の説明で、部署のいろいろな形での異動、それがはっきり見えてきました。この組織図だけでは分からない部分が、教育委員会とかあと教育総務課、生涯学習課、それが生涯学習センターのほうに移っていくと、基本的にそれがベストだと思いますが、当初からやっぱりそういった見込みの中でケアセンターがあったり生涯学習センターがあったり、本庁舎があったりというような形でもってこの新しい南三陸町の行政施設の建設だったのか、そういった辺をちょっと簡単でいいですのでお聞かせください。

そして、建設課が、今派遣職員がたくさんいて建設部門を扱っていますが、この人数がまだまだ2年ぐらい防潮堤整備とか漁港整備が続くのでまだまだ、今すぐ派遣した方々が移っていくというような状況には行かないと思うので、その人たちを今後、令和3年、令和4年、それでもって大体人数的には半分ぐらいになったときには、今の、例えば教育委員会部局があそこに大体デスクが2列あるから、あの部分で建設課が間に合うのかなというような私的には見方をしているんですが、そういった事務所の体制というのもある程度視野にいれながら今回の異動というような考えでしょうか。その辺最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 組織とそれぞれが執務する場所について一くくりで考えるのはちょっと乱暴なのかなと思います。ただ、役場をつくるに当たっても生涯学習センターをつくるに当たりまして、復興後の職員の配置というものも踏まえて、そのスペースを確保しておりますので、そこに向かっていっている、まだ途中段階だといったような理解をしていただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 前者も申し上げておりましたけれども、これだけの組織改編なるわけですね。このような大事なことをこの議案一発でここに出してきたということはどうなのかと。事前、議会に全協でも説明すべきではなかったのかという思いがいたします。教育委員会の人員整理ということで新聞、2週間ぐらい前だったでしょうか、新聞に載りました。それを見て、えっ、こんなに減るんだと。教育委員会、生涯学習課などは直接町民と接する場なん

ですよね。そうした場合、やはり新聞にぼっと出て我々がそれを見て驚くよりも、最初からこのような再編計画があるのであれば、やはりそこは協議すべきではなかろうかと思うのが私の意見でございます。そこで、この議案の資料に出ております。改正案の会計課なんですけれども、この組織図を見ますと副町長と、町長の下には副町長、会計管理者がおります。そうすると、会計管理者の位置づけとしては副町長と同等とみなされますけれども、その解釈でよろしいのかどうか、その辺をお伺いします。

それから会計課の中に財産、財産に関すること、基金に限ると括弧書きでありますけれども、ここには歳計外の奨学金の貸付なども扱っておりますけれども、その辺はこの中では、会計課の中にはどのような位置づけになるのか、その基金には財産の中に入るのか、入らないのか、その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） これだけの大きな変更というお話ですが、議会にお諮りする条例の案件とすれば会計課を設置すること、この1つの案件でございます。ただ、ここは組織全体を見ないと議論もできないということにもなりますので、あえて組織機構図をお示ししながら規則で改正する部分もつまびらかにして議論していただくということでの資料の提出となっておりますので、そこは御理解いただければというふうに思います。それと会計管理者と副町長の関係とありますが、会計管理者は独立した事務を行います。その中で今までは出納係はあくまでも会計管理者の補助組織としての事務しか行っていないと。いわゆる町長、副町長の命令で事務を執っているものはないということ、改めて実際に震災前の体制を考えた場合に、例えば支出負担行為に関わる工事完成の際の立会いでありますとか、そういったものを現在総務課で取扱っております。案件が多いということで出納係も大変だということをやっていますが、そこは震災前と同様の位置づけを明確に示したということでございますので、会計管理者の役割の部分以外も所掌していただくと、それがこの2項目になっているという理解をしていただければというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 震災前に戻したということなんですけれども、位置づけですね。そうすると、町長の下に副町長、そうするとナンバー3ということになるんですか。その位置づけと、それからその歳計外がどのように入るのか、会計課の中での仕事に入っていますけれども、それがどのような、この中の規定ではどこに入るのかということ。その辺再度お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） まず、副町長は特別職でございますし、会計管理者は一般職でございますので、同格といったことはあり得ないというふうに理解ができると思います。

また、会計課の事務と、会計管理者の事務ということですが、及川議員さんも経験をしてきたと思いますので、その辺のことを改めて申し上げるまでもないと思いますが、出納事務と会計事務、同じように思いますが列がちょっと違うということで、会計課を設置することによって出納係の中でも調書を起こしたりということができるといことになるかと思ひますし、加えて工事の検査の事務を追加するといったことが必要だったので会計課を設置するという形になりましたので、よろしく御理解をお願いします。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） そこはナンバー3ではないということは解釈します。そのほかに、工事検査に関することもありますけれども、今までもこれはやっていたと思うんですけれども、新たにここに入れるということは、それ以外の、例えば竣工検査などがありますけれども、それ以外にものが入るのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 先ほど企画課長からも説明申し上げましたとおり、これまでは総務課の総務法令係でその事務を行っておりましたので、震災前の状態に戻すといひますか、そのような改正を今回図るといひことでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2件ほど伺いたいと思ひます。

まず、今第1点目、前議員も言っていた会計課について若干伺いたいと思ひます。この組織図ですと、今後これが議決になった場合に議会に会計の課長と管理者が2人出てくるという、そういう認識でいいのか、あともう1点この部分に関しては、先ほど工事の検査とか法令係という言葉が出てきましたけれども、この組織図で見て会計課のフローチャートの上の横道から出ていって出納係に直結している、その部分の意味合いがあるのかないのか、その確認をお願いしたいと思ひます。

あと、もう1点は教育部局のほうで若干伺いたいと思ひます。これまでの教育総務課、生涯学習課が統合といひか一緒になって、教育委員会事務局といひ、そういうことになるといひことは、今度はこの議会に局長として席が設けられるのかと、そういうふうに想定していますけれども、そこで伺いたいのはこれまでも学校教育、そして社会教育の充実といひことで

各課分かれてこれまでまちづくりをしてきたわけですが、今後この学校教育、社会教育の充実に十分事務局体制で寄与、これまでどおり寄与できるのかどうか伺いたいと思います。

あと、もう1点以前ですと図書館の館長が兼務になっていたんですけれども、今後図書館の館長は単独で館長になり得るのか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 最初の会計管理者の会計課のいわゆる課長相当の部分につきましては、これはあと人事的な要素でございますので、1人で兼ねることも可能であると。そもそも、先ほど7番議員の質問でお答えいたしませんでしたが、会計管理者は町の補助機関である職員のうちからということで特別職ではございませんので、そこはお間違えないようお願いしたいというふうに思います。それと、出納係の部分の線の引き方の部分については、出納係はそもそも、もともとこれからも兼務という形にはなるんですが、会計管理者の補助組織として行う業務がございます。今回の改正で線を1本足したのは町長の権限の部分の事務を所掌していただくという部分を追加したというものでございますので、2つの指揮命令系統からの業務を所掌するということになります。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） 大きく3点、次の議会、教育委員会事務局長になるのかということですが、そういうことになると思います。

それから、学舎連携充実十分できるのですかというところですが、この組織の再編についていろいろ議論をする中で、現在の教育委員会部局の管理職が何度か相談をし、これで行くという体制について、それぞれの課あるいは公民館ごとに体制づくりについて検討をしております。

あと、図書館長につきましては、現時点では兼務というようなことで予定をしております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） では会計課については町の分と管理者部分の事務を執るということで、先ほども聞いていたと思うんですが、具体、どういったことなのか再度確認、町長のほうの事務と、私も分からないものですから、普段の町のほうの事務の、そのうちの一、二点挙げていただければ。

あと教育委員会事務局のほうなんですけれども、これまでも課を分かれてやってきたんですけれども、私もこれまで何十年になるか分からないんですけれども、教育関係の質問をさせ

ていただいたときの思いとしては、何か同じ教育長の下にやって、仲の悪いとこみたいな感じでやってきたような気がするものですから、今後こういった事務局となった折には学校教育だけでなく社会教育にも今後十分意を用いてまちづくりを進めていっていただけるかどうか再度確認させていただきます。

図書館の館長はまた兼務ということですが、以前ですと公民館長が兼務だったんですが、今後こういった公民館、図書館、いろいろ指定管理の声も出ていますが、そこを見越してどのような形で館長を、単独の館長とかにはならないのか改めて確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 最初に会計課のラインのところ、下の部分の業務と直結する業務ということで、イメージ的には、分かりやすく言えば、各課で伝票とか起こしますね、歳入歳出の、それらの審査、それが正しく起票されているか、月日に前後ずれがないとか、支払いに添付する書類に不足はないとか、確認事務をする業務が下のラインというように考えていただければ、一つ。会計課を設置することによって、例えば出納係でコピー用紙買いましたといったときに、今まではその伝票を起こすのは総務課で伝票を起こしてもらっていたわけです。それを出納係で検査をして大丈夫だということで支払いをするというような流れですが、今回のこの会計課ができることによって、自分のところの部屋で何か購入したときは、そういった伝票も自分たちで起こせるといったような一つの作業が増えるということ。それから、加えて工事の検査事務、これを総務課でやっておったものを従来の形と申しますか、そこは見直しをして会計課で行うといった改正になったものということと理解していただければと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私のほうから1点だけ。ちょっと、今野議員さんのほうの御質問の中で、社会教育と学校教育課それぞれ仲の悪いとこのような感じでやっていたというような御発言がございましたけれども、私どもはそのように思っておりません。これはどうしても課が2つございますので、学校教育関係の教育総務課としての考え、さらには社会教育、生涯学習という意味での生涯学習課の考えというのがありまして、どうしても押し合いへし合いがあったりするのはあるわけで、それは仲が悪いのではなくて、その押し合いへし合いが感じられたという部分がもしあるのであれば、今後はそういうことがないように局長のほうも両方をしっかりと俯瞰的にみて判断できるということとこれまでもそうでしたけれども、これからもまた学校、さらには生涯学習が充実できるものと思っております。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 兼務の御質問、兼務の件についてですが、これはまだ内示前ですし、町長の執行権に関わる部分ですので、あくまで概括的に今どういう状況かを申し上げますと、3年ほど前から復興後の新しい組織づくりと業務の見直しをしないといけませんと申し上げてまいりました。やはり現実的には人口規模もやっぱり縮小しておりますし、将来を考えればそれに伴う財政的な事情、こういったことを背景に考えて、組織はそれぞれ区分明確にして機能はしっかり担保しつつも、人員の縮減ということは考えざるを得ませんので、組織の中で兼務でやれるものについては兼務をするという基本的な姿勢で人事配置を考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 会計課に関しては大体。それで、工事の確認ということは現場の確認じゃなくて金銭的なものの確認なのか。あとは出納係ができることによって今まで総務課を通していたやつがダイレクトで確認、出納できるという捉え方でいいのか。先ほどの説明ですとちょっと分かったような、普通だったら分かるんでしょうけれども私ちょっと分かりづらかったんで。今までは総務課を通していろいろな物を買ったりしていたのが、今度は買ったやつのはりを出納係に持っていけばいいという、そういう捉え方なのか、その点確認をお願いしたいと思います。

あと、教育委員会事務局のほうに関しては、これまでは教育長が頭になっていて、そして2つの課があったということで、どうしても近年当町の教育長は学校教育をされて実績を上げている方たちがずっと続いていたものですから、そういった観点からもラインが1本ぽい気がしたものですから、私の見方が斜めなのか、そういった形で捉えさせていただいていました。今後はこういった組織図になることによって、学校教育、社会教育両方、どちらも大切なんだろうけれども、やはり人材育成ということで考えた場合は町の魅力を十分発揮していくのは、私、近年は社会教育に力のある程度入れないと魅力あるまちづくりも難しいんじゃないかというそういう思いがしていましたんで、特に図書館の館長はでき得るならば兼務じゃない方を心情的にはお願いしたいと思います。無理ということで分かりました。そこで伺いたいのは、今後こういった組織になって係になったことによってどのようなことに留意していくか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（阿部俊光君） まず、社会教育事業への力の入れようについてしっかりお願い

しますというところでございますが、先ほど申し上げましたように、部局に管理職によって何度か相談会を持った際には、当然その部分についても、サービスの質を落とさないようにするにはどうしたらいいかということそれぞれの課ごとに考えることにしてございます。それから、課から係になることによってということですが、当然上司である課長が上にいれば、それは組織としては横座りがいいかも分かりませんが、今回このようにスリムにしたというところは、総務課長、企画課長が申し上げたところですが、ただ今度は教育長まで情報を迅速に届けるということからすれば、係長もしっかり担当職員からの事務連絡をよく取って、横の連携を取った上で縦の方向にスムーズにつなげていくというような、そういう意識をしっかり持たなければならぬだろうということは内部で話をしております。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦 浩君） 会計管理者の補助組織に関する規則のところ、1号から10号まで事務載っておりますので、あとで確認していただければと思いますし、なかなかこれ以上の詳しい説明というのもこの場でも言葉だけで言うのは難しいと思いますので、よろしく御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） じゃあ、企画課長、総務課長、どっち。何の御質問。何の質問だかわからないようなので、9番今野雄紀君もう一度。

○9番（今野雄紀君） 図書館の関係だけもう一回。（「兼務がどうかという話ですか」の声あり）

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 御質問がもし、それぞれ図書館長、公民館長という職があるのかという御質問であればございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。あとはまた予算のときにでもお願いします。ほかにございませぬか。（「なし」の声あり）

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩



---

午後 1 時 0 9 分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中の質疑の中で答弁保留がありました。この件につきまして建設課長及び震災復興企画調整監の答弁をそれぞれ求めます。初めに、建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほどの集会所の利用に関する件でございます。

町営住宅集会所管理運営規則には利用できる者の範囲といたしまして、第 2 条に町営住宅の入居者、第 1 項の第 2 号に町営住宅が属する行政区の住民とございます。これは災害公営住宅の集会所につきましては入居する住民の方々の福祉のために必要な施設という位置づけがございまして、コミュニティー形成であったり地区内のイベントの開催であったりというのが目的ということとなっております。それと、第 2 項には町長が特に必要があると定めるときとございます。それと、第 8 条には利用の禁止ということで、議員おっしゃるところがこここの点かと思いますが、第 3 号に特定の政治活動、宗教活動及び選挙運動を目的とするときというふうな記載がございまして、委員おっしゃるのは、この中の特定の政治活動とはなんぞやというお話でございまして、これは他市町村のほうちょっと調べてみますと、他市町村の場合ですと特定のという文字がなくて、政治活動というふうな記載になっておるとというのが実情でございまして、ですから、集会所の設置の目的、利用の目的に鑑みまして、特定の政治活動という記載の内容となっておりますが、やはり利用目的を考えますと政治活動に利用するのはふさわしくないのかなというふうに考えてございまして、今後におきましてはこの規定のほうの改正等も検討の一部として今後取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 高橋議員から御質問いただいておりました企業版ふるさと納税の寄附額の下限10万円についてなんですけれども、こちら確認しましたら、制度創設のときから下限10万円ということになってございました。ありがとうございます。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩します。

午後 1 時 1 2 分 休憩

---

午後 1 時 1 5 分 再開

○議長（三浦清人君） 再開します。

---

日程第 8 議案第 1 2 号 南三陸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第 8、議案第 12 号南三陸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 12 号三陸町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会における初期の体制について見直すべく、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長か御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第 12 号の細部説明をさせていただきます。

本件は南三陸町固定資産評価審査委員会条例において現在は書記を 1 名と限定されているところがございますが、実際に案件が生じた場合は、期間を決められた間に結論を出さなければならない業務のため集中的に業務をしなければならない状況が発生いたします。実態に対応できる規定が望ましいことから、今回人員を限定しない形で業務に従事できる内容に改正させていただくものであります。

条例の施行日は令和 3 年 4 月 1 日といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7 番及川幸子君。

○7 番（及川幸子君） 1 点お伺いします。この、書記 1 人を置くが書記 1 人じゃなくて書記を置くとありますけれども、これは集中的に、ただいまの説明ですと、その時期集中的に仕事が重なるということの説明でしたけれども、であれば、これは兼務発令なのか、専門的にここに配置でなくて、何人かの兼務発令をしていてそこに集中的に仕事が来た場合はそこでこなすのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 実際には、財政係がこの業務に従事をいたします。定数として定めるのではなくて、財政係の業務の中で事案が発生したときには対応するという形を取らせて

いただきます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） これからは少ない人数でこういった仕事を分担してしなくてはならないということなので、それから考えればオープンにして集中的に兼務でやるということは望ましいと思われまますので、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第13号 南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第9、議案第13号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第13号南三陸町職員定数条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災からの復旧復興に係る事務事業の進捗等を踏まえ、町の各機関に置く一般職の職員の定数について見直すべく、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 議案第13号の細部説明をさせていただきます。

議案参考資料は10ページを御覧いただきたいと思ひます。

本町の定数条例は震災後の膨大な復興業務を促進するため、派遣職員や任期付き職員などが最も多かった時期に合わせて職員数を定め、運用されてまいりましたが、震災後10年目を迎える令和3年度につきましては、迎えた以降の令和3年度につきましては、復興事業の進展とともに支援の職員が大幅に減少することが従前より申し上げてまいりましたとおりでありまして、この段階で今後の現実的な状況を踏まえて定数を改正させていただくものでありま

す。

改正内容であります。議案参考資料を御覧いただきたいと思いますが、町長の事務局の職員は310名から190名といたします。なお、御案内のとおり定数につきましては上限という考え方でありまして、310名から190名です。議会事務局の職員数は4名を、現在の実際の職員数であります3名に改正いたします。監査委員事務局の職員定数は2名を専任職員1名ということで改正をさせていただきます。あとの部分については兼務体制という状況になってまいります。農業委員会事務局の職員は3名から1名に、現状に合わせるものであります。教育委員会事務局の定数は13名から10名に、さらに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関の定数を36名から15名に改正するものであります。

条例の施行日は令和3年4月1日といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいま議会事務局の職員の例を、課長説明いたしましたけれども、事務局職員4人のうちが3人、ここで1名減、そして監査委員事務局の職員2名が1人となると、単純に2人が減るのではないかと思われましてけれども、そこは兼務の関係もあるかと思われまして、兼務の内容も。実際2人減るわけではないですよ。兼務しているから1人減るといふ、現実はそのふうになるかと思われましてけれども、その辺の説明と、それから310人から190人、そして先ほどの条例でも言いましたけれども、教育委員会の職員36名から15人になる、半分以下になるということなんですけれども、それで支援の人たちがいない分、この職員の人数にしわ寄せが来るんですけれども、それが住民サービスの低下にならないのか、これでやっていけるのか、その辺の御説明もお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 定数の考え方ですけれども、先ほども申し上げました、一応上限ということでの基本的な考え方ではあるんですが、兼務で従事することはこの定数の数字とはまた別の考え方になりますので、一応ここで1名と定めている部署の部局については、例えばその職員がいないと機能しないということもあり得ますので、他の部署の職員、あるいはこの定数に含まれない例えば短時間の会計年度任用職員とか、そういった形で組織全体を補って、議員ご心配の行政としての機能の低下にならないかというところを補うように工夫をしてみたいというふうに思っております。

議会と監査委員事務局においても同様の兼務の体制は出てくることに、今のところ考えておりますが、そこに限らず組織全体的に補い合って少ない職員数の中で全体の業務をそつなく進めていけるように努めてまいります。

それから、教育委員会につきましても、定数上はかなり大きかったわけですが、今現実態の数字といたしますと、この定数の範囲に収まるところの数字という状況であります。

それでは、ちなみに具体の数字を申し上げたほうが説明としてふさわしいかと思っておりますので、現在の数字を申し上げたいと思います。令和2年度の数字と令和3年度の比較をしたいと思っております。

まず、町長部局については196、令和2年度が196から今後の令和3年度の予定で167、それから議会事務局は同様3名、選挙管理委員会も同様1名ずつです、それぞれ、監査委員事務局につきましても、先ほど申し上げましたように、短時間勤務の職員という部分がカウントされませんので、1名から1名ということになります。農業委員会も1名から1名、教育委員会については13名から今度は8名の体制で検討されております。それから教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の職員数については16名から13名ということです。水道事業所についても10名から8名での計画となっております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 先ほどの教育委員会部局改正案では15人となっておりますけれども、これが13になるんですか。今の説明ですと。もっと減るということになるかと思われまして。それと、このぐらいの人数が減った場合、幾らの、総額で、アバウトでいいんですけれども、総額でどのぐらいの人員費抑制になるのか、その辺も併せてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 先ほども申し上げましたように、基本上限枠で設定します。町長部局で190人で定めていますけれども、定めませんが、それを超えてはならないという定数条例の考え方ですので、常にその数字以下で職員配置を運用していかなければならないということになります。ただ、様々な事態、要件によって急場増やさなければならないという部分が出てきたときも想定しなければなりませんので、実際の数字より少し枠は大きめに設定をさせていただくということでもあります。

人員費という部分の御質問でしたが、誰がどこに行くかということとは加味できませんので、平均、例えば予算書上平均1人700万円ぐらいというふうに計算すれば、その人員数分が減少

するということになります。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私聞いているのは、相対的でもそうですけれども、この中に任用職員がどのぐらい入って、正職員が幾らでどのぐらい入って、人件費が、今正職員だけというのと、これに今度はパートの任用職員が入ってくるわけですから、それがこれに幾ら足されてどのぐらいの人件費、その人たちの分がプラスになってくるのかその辺もお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 人件費のほうはちょっと予算のほうで出てくるということで、今御質問の会計年度任用職員相当分とか、いわゆる定数に含まれない人たちの人件費をお尋ねなんだと思うんですけれども、そこはちょっと資料として持ち合わせておりませんので、それはまた後ほどということになります。定数での検討ということにしてまいりましたので、よろしくをお願いします。

○議長（三浦清人君） まだあるんですか。及川幸子君。

暫時休憩します。

午後1時31分 休憩

---

午後1時32分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 定数の考え方ですが、先ほど申しあげましたように、会計年度任用職員は定数に含まないんです。含みません。ですので、それを含めて示してほしいという御質問であれば、予算書の後ろのほうに人件費に係る資料が編集されております。そこに会計年度任用職員が本年度の人数が108人ということでお示ししております。この数字は前年度が93人ですので、15名プラスになっていく計画という状況であります。

○議長（三浦清人君） ほかに。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点だけ。ずっと復興10年だったら派遣の職員の皆さんはお帰りになるというふうに伺っておりましたが、来年から派遣の職員はゼロということでもいいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 令和3年度のこの定数の中には、実はまだ自治法派遣の職員が含まれております。これは逆に含めないといけないルールになっておりまして、18人、令和3年

度で定数上カウントされる形になります。これが令和3年度で完全に事業が終わるかというところについて、終われば令和4年度については、また定数上カウントされる職員数はその18名から減少する形になります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 何件か聞きたいと思います。

定数条例ということで、震災後の仕事が余計出るということで派遣職員、そのほか含めて前の数字の310人という上限があったと思うんですけども、そして今回190名。町長部局というか、その辺の職員を見込んでいるというような形なんですけれども、果たしてこの、今現在160云々というような数字も出ていましたけれども、その職員だけで果たして町の業務として住民サービスを満足できるのか、その辺が私は不安です。また、その少ない人数の中で行政の中の仕事をしていくというのは、結構なかなか、若い職員に関しては、私は大変だと思います。

そういった中で聞きたいのは、今現在、令和2年度退職した人数。そして今現在休職している人数、その辺、仕事、業務の大変さを考えれば私の知っている限りあの人が辞めたとか職員が辞めたという話も聞くので、その辺今の現実を教えてください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 退職者数につきましては、プロパーの職員で申しますと、退職者数が14名、新規採用が10名、これが令和2年度中の異動であります。休職者数は、すみませんがちょっと正確な数字は承知していませんが、1人と思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） やっぱり令和2年度も職員辞める数が多いのかなと。私は採用されてその中でこの職務、町のために働きたいという若い世代がいつも辞める原因を、個人とか結婚とかというような町長の説明もありましたが、それだけじゃなくて町の仕事についていけないとか、そういったのもあるやに私は聞きます。育てる、職員を育てる環境に少し南三陸町の業務の実態って欠けているのかなというような。やっぱり長い目で見て、やっぱりその中には教育機関としてパソコンのリスクを高めるとか、あと人との接客、交流、その辺の自分のスキルを上げていくとか、その辺がやっぱり一長一短にすぐできるものでは、私はないと思うんです。そして、やっぱりこういったことを考えていくと10人の職員の退職というのは、私は大きいと思うので、その辺の改革を新しい職員の雇用に当たって町で取り組むべきと、私は常々言っているんですが、総務課長は教育をしているんだと。いろいろなことを町のほ

うでも若い職員に対してやっていると言っているんですけども、多々漏れ聞こえるにはやっぱり仕事がなかなかついていけないとか、結構、あとは精神的な面とか、いろいろなものがあると思うんですが、果たして今町で講じている若い職員、二、三年の職員、その辺も含めて教育は万全なのかと思うと、私はなかなか万全じゃないからこういった結果が出ていると思います。総務課長がやっていると言うのは、口では簡単ですけども、辞める職員が10人もいるというのは、私はあり得ない数字だと思います。いろいろな事情があったにしても。これをやっぱり……（「定年が入っている」の声あり）定年入っていない形で聞きます。その辺も含めて、定年は定年として、辞めるということは、私は任期中で辞めるということを考えているので、定年というのは考えていませんでした。じゃあ、その辺もう一度教えてください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 一般質問でもお答えしましたが、定年をのぞいて、定年といえますか、健康上の事情とかをのぞいて若い職員で退職したという数は5名おります。この5名については一般質問でもお答えしましたが、本人の結婚の事情の方も含まれておりますし、それから自分自身の新しい人生の選択としてそちらに入りたかった、初めから、そういった方もいらっしゃいます。職業選択の自由ですし、今社会的にも非常に、うちの町に限らず国の行政も県の行政組織も、若い方々のこういう異動というか早期の退職事例は非常に多い現象に今あるんだということも一般質問でお答えさせていただいたとおりであります。ですけども、その上でさらに町の人事を預かる側として、若い職員たちの人材育成やそういった続けてもらうための努力という意味では鋭意努力をしまいたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 3回目なんで、これを私は終わりとしてまた再度質問しますが、一般質問の中でも同僚議員が質問をした中にそういったことがあったと思うんですけども、今総務課長が5人と言いましたけれども、退職する人数って必ず何人かいますし、任期延長でまた勤める方もいます。そういったことを考えた上で私は質問をしました。そして、今回190数名から令和3年度は160数名ということで、やっぱり仕事がいろいろ、まだ復興10年といっても、まだまだ事業がいっぱいかかる中で、やっぱり多忙を極める仕事が、私は多々あると思うので、そういった中で職員採用の面接時点でも、本人はなかなかその辺を言葉にして表さないというような形の話も町長から面接のときの状況のようなものを聞きましたが、分かるんですけども、その辺をやっぱりしっかり面接の中で伝えることも必要なのかなと。



町はあなたのような人材をずっと勤めてもらうように頑張ってもらいたい。できるだけ町のまちづくりと一緒にやろうと、そういった熱い熱意を伝えれば、そう簡単に自分の希望があったとしたらその時点で逆に断るんじゃないかと、私は気がします。そんな人間でずるくないと思うんです。ずるい人間ばかりじゃ、私はないと思いますので、そういったことを考えれば、やっぱり面接の大切さというのを私は強く感じています。そういった中で、やっぱり若い職員の多忙を考えます。そういった中で、決して辞めないような環境づくり、町のほうには求めますが、最後に、この問いに関して答えてください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 面接でしっかり、人、入る職員となる人たちの心の思いや仕事にかける情熱とかそういったものは、しっかり見極めながら人選を図っていきたいというふうに思っております。なお、さらに加えて、職員となった後の、やっぱり仕事に適応していくまでには相応な時間を要しますんで、そういった時間の過ごし方、上司や部下との関係の中で仕事を覚えて、入るときに抱えてきた町の、町民のためになる仕事をしたいと思って入ってきた方々の働き手としての満足も得られるような、そういった職場づくりということは、今後も鋭意努力してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに、10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 職員の定数の削減、この考え方ですけれども、今後も削減はあるのか。もしあるとすれば相対的に人口減を踏まえて何ぼぐらいまで下ろしていくのか、考えがあれば。

○議長（三浦清人君） これは総務課長でいいの。（「はい」の声あり）どうぞ。

○総務課長（高橋一清君） 町としての定数管理計画を人事のほうで積み上げながらこの数字に反映していくという作業になるわけですけれども、現状先ほどからかなり人数が少なくなっただ大丈夫かという御意見と、私の胸の中にはなるべく増やしてあげたら職員も楽になるだろうという思いが正直あります。しかし、将来のこの町の人口動態やそれを反映した財政的なことを考えれば、恐らく今のままでは職員数を安易に増やすことは難しいんじゃないかというふうに思っております。したがって、厳しいんですけども、この数字から来年、今来年度 18名の派遣職員と申し上げましたが、この方々を除いた数字ぐらいはまた減らしていく時期が来るのではないかと見越しております。ただ、単純でないところが、この定数の考え方に産休中の職員を含めない、でありますとか、県への派遣職員や休職の職員を含めないというルールがあります。これらの方々が復帰しますと増えることになりますので、ちよっ

とその出したり入れたり増減を調整して定数は定めていくことになります。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） いろいろ要件があるようですが、その産休なりあるいは県への派遣なり、これは入れ代わり立ち代わりになるのではないかと思うんです。それで、その分はその分として、人口が減ったからといったって、町民サービスはそう比例して減るものではないと思うんです。仕事も恐らく増えるといったって減ることはないのかなというような想定をするんですが、そこで足りない職員の中でこの仕事をこなしていかなければならないんだけど、そうなれば恐らく会計年度任用職員、その採用が出てくると思うんですが、プロパーを削減するのが先行するのか、あるいは会計年度任用職員を増員してから補っていくのか、その辺当たりの今後の考え方だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） そこは非常にバランス的に難しいと思います。といいますのは、ちょっと先、昔のことに振り返れば、町村合併が平成14年、13年とございました。その際に町村合併したから当然職員の数がいきなり組織として増えてしまったということで、それぞれの地域で新しく職員を採用するのを手控えたという合併自治体がたくさんございました。ところが地方に来ると、ある意味職員を安定的に採用する組織というのは自治体です。市町村です。したがって、そういう意味において地元に戻ってきて頑張りたいという職員、いわゆる大学に行った子供とか、短大に行った子供たちが帰ってきて職場がないというような問題が当時いろいろ出ました。そういう考え方で立っていくと、ある意味定数そのものはこれよりも落としてまいります。そこの中でのバランスということが非常に、どのようにするんだということは今後いろいろ考えなければいけないというふうに思います。ある意味地元の高校から公務員として地元のまちづくり、それに関わりたいという子供たちいるわけです。それから、仙台のほうの大学、短大に行った子供たちも、将来は町に戻って戦力としてまちづくりに関わりたいという方々もいらっしゃいます。そういった方々の受皿ということも一つは我々も考えなければいけないんじゃないのかというふうに思っております。そういう中での正職員のバランス、人数と、それから今おっしゃるような会計年度任用職員のバランスということ十分にこれは踏まえながら、その採用計画というのは立てていかなければいけないだろうというふうに私は思っております。

○議長（三浦清人君） いいですか。ほかに。（「なし」の声あり） ないですか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり)

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦清人君) なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第14号 南三陸町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(三浦清人君) 日程第10、議案第14号南三陸町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第14号南三陸町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、国における書面、対面規制及び押印の見直しに係る検討を踏まえ、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(三浦清人君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長(高橋一清君) 議案第14号の細部説明を申し上げます。

国では、規制改革、行政改革の取組といたしまして、全ての行政手続を見直し、原則として書面、押印、対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直すこととし、既に各省庁において一斉に見直しが進められているところでございます。その一環として、職員のサービスの宣誓に関する政令も改正され、国家公務員のサービスの宣誓に関する手続が令和3年4月1日から改正される見通しとなりました。これに準じまして、本町の条例も改正するものでございます。

改正内容につきましては、議案参考資料の11ページ、新旧対照表を御覧願います。

現行はサービスの宣誓を任命権者の面前で行い、宣誓書に署名、押印を要するものとされておりますが、改正案は書面も押印も不要とし、既定の様式の文書を提出することになります。

施行期日につきましては令和3年4月1日といたします。

以上、細部説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(三浦清人君) 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子

君。

○7番（及川幸子君） これは、自治法上決まって宣誓することになっておりますけれども、この隣接町村、あるいは県内の様子はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 国の法律において国家公務員の方々が一斉にそのようになるということになりますので、法律上は我々の義務として行ってきたサービスのありようは法律においても改正されます。他の自治体の御質問ですけれども、実はこれはサービスの宣誓に限らず、非常に裾野広く取り入れられることになってまいりますので、どこから始めていくかによると思います。ほかの自治体においてこのサービスの宣誓から始まるか、あるいは他の業務において押印を不要とするような改正が出てくるかはちょっと読めないんですけれども、当町としてもこのサービスの宣誓に関するもの以外についても今後は国に準じた制度改正を進めていくことになろうというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 国の法律に準じてやるということは知っております。ただ、こういうことは皆各自治体は同じなので、できれば同じ足並みをそろえて、この辺をしまししょうとかそういう横の連絡というか、そういう申し合わせというか、そういうものを協議がなかったのか、その辺をお伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） この件については、国の政令の改正を受けてということになります。したがって、基本的には他の自治体も同時に同様に改正をするものと思います。ただ、今回私のほうで一々他の自治体の改正状況についての確認はいたしておりませんが、通常であれば国の改正に合わせて行うだろうというふうに思われます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）いいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第15号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定  
について

○議長（三浦清人君） 日程第11、議案第15号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第15号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険税の応能、応益負担割合を見直すべく、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第15号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は議案書の17ページ、新旧対照表は議案関係参考資料2冊のうち1の13から15ページまでとなります。

議案関係参考資料で御説明申し上げますので、12ページをお開きください。

まず、1の（1）の改正の理由でございます。国民健康保険税は所得に応じて負担する応能割と実際に医療を受ける加入者の数に応じて負担する応益割があります。この割合は国のガイドラインにおいて50対50と示されておりますが、今回の改正でこの割合に近づけるよう見直しを行うものでございます。

（2）は改正の背景でございます。御案内のとおり国保の都道府県単位化によりまして、平成30年度以降の国保運営に係る保険給付金の財源は県が必要な医療費等の総額を推計し、市町村ごとに算定した国保事業費納付金と標準保険料率を通知して、市町村はこの標準保険料率を基に設定した国保税率で賦課徴収し、県に対して国保事業費納付金として納付している状況でございます。平成30年度の本算定における一般被保険者分の応能割と応益割の県平均の割合は、49.09対50.91となっておりますが、当町の応益割の割合や所得割の税率も県内他団体と比較して高い状況にあり、国保財政調整基金も高い残高水準を維持しているところでございます。

次に、2の国保税率の改正案について改正部分だけ御説明申し上げます。着色部分でござい

ます。医療保険分の所得割について、現行の6.5%から0.9%引き下げて5.6%に、同じく世帯別平等割については現行の1万8,000円から3,000円引き上げて2万1,000円に、後期高齢者支援金分の所得割については、現行の2.5%から0.4%引き下げて2.1%に、介護納付金の所得割について現行の2.3%から0.7%引き下げて1.6%にするものでございます。なお、応能、応益割合が表示されておりますが、これらは令和元年度所得ベースで試算したものでございますので実際の数値とは異なりますが、前回の改正よりも改善されるという状況になります。

施行期日につきましては、令和3年4月1日となります。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） ただいまの説明ですと、当町は応能、応益割合が高いということをお話しされましたけれども、これは30年度で7.66ポイント改善されていたというんですけれども、この改善された理由と、どういったことで改善されたのか。そしてまた今後これが今所得水準が、当町の所得水準200万円の所得の人たちが76%以上いるという中で、これを高い水準でなくて平均以下に持っていくために、どのような努力をしていかなければならないか、極端に言えば、町からの国保への繰入れを多くするとかいろいろな手法があると思うんですけれども、今後個人的な納付額が下がるための努力というものをどのようにしていくのか御説明願います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） まず、7.66ポイント改善というのは、目安としてお考えいただきたいということで、実際どれぐらい下がるかは来年度になってみないと分からないというのが本当のところでございます。ただ、現在のところ、令和2年度の速報値で応益割合が40.33ということで、県内一所得割が高いというふうな状況は変わってございませんので、この44を50に近づけるという改正を行うものでございます。前回の全体協議会の際にちょっと説明した部分があるんですけれども、先ほど県から示される標準保険料率の話をしましたけれども、それよりも今下げられているような状況でございます。来年度から下げるような状況でございますので、実際は保険料が足りなくなるんですけれども、その部分については基金、財政調整基金を取り崩してそれに充当するというふうな考え方でございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この町は国保加入者が多いんです。したならば、やはりそういう高額な保険税よりもむしろ緩和するという方法に努力していただけたら町民の人たちもい

いのかなと思いますので、その辺今後とも努力していただきたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第16号 南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第16号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを御説明申し上げます。

本案は新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第16号南三陸町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正部分は議案書の19ページ、新旧対照表は議案関係参考資料2冊のうち1の16ページでございます。

新旧対照表で御説明いたしますので、参考資料の16ページを御覧いただきたいと思います。

まず、改正理由につきましては、ただいま町長の説明にありましたとおり、新型インフルエンザ等特別対策措置法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、新型コロナウイルス感染症の定義が改められたことから、南三陸町国民健康保険条例について所要の改正を行うも

のでございます。

法律改正の概要でございますが、今回の法改正では、新型コロナウイルス感染症を規定する新型インフルエンザ等対策特別措置法、通称インフルエンザ特措法の附則第1条の2を削除し、感染症の予防及び感染者の患者に対する医療に関する法律、通称感染症法第6条第7項において従前よりも広義の内容に改めまして新型コロナウイルス感染症を規定したものでございます。本町では国保条例で傷病手当金の支給を規定しておりますが、現行欄の附則の第6項のとおり、新型コロナウイルス感染症はインフルエンザ特措法の附則を引用しておりますが、この規定が削除されたことから改正案の下線部のとおり附則第1条2を削除し、規定のとおりとするものでございます。

施行期日は公布の日からの施行となります。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は2時30分といたします。

午後2時07分 休憩

---

午後2時30分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 議案第17号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第17号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第17号南三陸町介護保険条例の一部を改



正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるなどしたため、必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） それでは、議案第17号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして細部説明をさせていただきます。

議案書20ページ、議案関係参考資料17ページをお開きください。

本案の改正につきましては、町長説明にもございましたとおり、令和3年度から令和5年度までの保険料率を定めるものでございます。今回の保険料率の改定に当たり、今後3年間の給付額等を試算しましたところ、現状の給付水準よりのやや伸びるものの保険料を増額するまでには及ばないものとして、結果として現状の保険料率の据置きとしたところでございます。

そのため、議案関係参考資料17ページを御覧ください、

改正の場所を示す下線につきましては、年度を示す部分に引かれてございます。念のため保険料率の基準となります第5段階の保険料を申し上げますと、年額で7万2,000円、月に直しますと6,000円というものでございます。

なお、議案関係参考資料18ページを御覧ください。

今回の、もう1点改正ございまして、附則第13項第1号におきまして、新型コロナウイルス感染症に係る規定の改正を行っております。これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、これまで政令によって指定感染症とされておりました新型コロナウイルス感染症につきまして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に追加することによって、法に規定する感染症として位置づけられたというものでございます。先ほど16号議案で国保条例が改正ございましたけれども、これと同じ内容になります。

以上、簡単ですが細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 大変、据置きということで、介護保険料が上がらないということで、町

民にとっては大変いいことなんですけれども、この現行だと令和2年度と単年度のようにけれども、今回の改正案としては3年から5年ということで、3、4、5、3年間据置き、この額になると解しますけれどもそれでいいのか。

それとまた、2年前ですか、介護保険、県内一の介護保険料が高かったと認識しておりますけれども、そのランクづけ、県内何番目の保険料になっているのか、それをお伺いいたします。

それから、18 ページ、国保でも出ましたけれども、この辺、ウイルスですね、新型コロナウイルス感染症、その後に括弧書きで病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスとありますけれども、この意味、変異ウイルスなどもありますけれども、この病原体、ベータコロナウイルス属ということの説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） まず、1つ目でございます。令和3年度から5年度までのというところでございます。確かに、議員おっしゃいますとおり、現行だと平成30年度から2年度までのというのと令和2年度というところが2つございます。今申し上げましたのは、3年度から5年度まで、改正案では全部同じになっているんですけれども、まず1番、第2条のところの30年度から2年度までのというのは、全体の標準額です。別紙のとおり規定するとありますので、その別紙そのもののことを指しております。その下の2年度が3回続くんだけれども、これについてはこれまでの議会で何度かお諮りして可決いただいております。低所得者の部分で保険料を安くいたしますというのが何回か出ました。これによって、その年度、その年度でやっておりましたので現状こういうふうな形になっておりますが、今後はその軽減が確定しておりますので全て3年度から5年度というふうに規定していくということになります。

それから、あと現状でどれぐらいの位置なのかというところでございますけれども、これは確定的なことは申し上げられないんですけれども。と申しますのは、他の市町村についても本町と同じようにこの期の議会でそれぞれ保険料を提案しているかと思えます。よそ様の議決状況を踏まえませんと何とも言えないんですけれども、おおむね十数番当たりになるのかというふうに、これまでの状況を見ておりますと見込んでいるところでございます。

あと、後段のベータコロナウイルス属のコロナウイルスというところなんですけれども、申し訳ございません、正直そこまでベータコロナウイルス属というものが何なのかというところまでは勉強してこなかったんですけれども、ここの意味するところはいわゆる今猛威を振

るっております新型コロナウイルスのことだということで、すみませんが御理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 説明で分かりましたけれども、この最後の、私なぜこれを聞くかという、今変異ウイルス、何と言うんですか、カブウイルスというものも出ております。そういったものが含まれない、単なるコロナウイルス、今ちまたで騒がれているそれなのか、変異ウイルスも入るのかという、そこが分からなかったのでお伺いしたわけです。今聞くとそこまでは分からないというので。ただ、変異ウイルス、今も国内でも心配されているからお伺いするわけですけれども、その辺分かる範囲でお伺いします。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） これは、いわゆる変異型も当然含まれるという解釈でよろしいかと思えます。厳密に言うと、今回の新型コロナウイルスとともに、再興型コロナウイルスという規定もされました。再興型というのは一旦終息してもう本当にはやらなくなったものが、また何かのきっかけではやってくるというものになりますけれども、そういった形であまり大昔にはやったものがまたはやってもまたこの法律で対応できますというふうに感染症法が変わっておりますので、当然ながらそこも含まれるという理解でよろしいかと思えます。

○議長（三浦清人君） 課長、その辺正式に後で調べて話してください。ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第18号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第18号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第18号南三陸町町営住宅条例の一部を改

正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、東日本大震災復興特別区域法の一部改正に対応すべく必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第18号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

本改訂につきましては、特区法の一部改定に対応すべく所用の改定を行うものでございます。議案書の23ページをお開きください。

条例の具体的内容の箇所にて変更の箇所について記載をさせていただいてございます。第6条の2、第1項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とすると。附則第8項中所用の改定を行うものでございます。

具体的に申し上げますと、特区法に基づく特例のうち東日本大震災により住宅を失った方々につきましては、災害公営住宅に入居しようとする場合に住宅の困窮に関する条件だけを満たせば入居資格を具備するものとされてございましたが、今度の4月1日の法改正によりまして、その特例の部分が削除されるということございまして、それに基づきまして条例のほうも改正するというものでございます。今回の改正に伴いまして、被災を受けた方の特例がなくなるということで、入居の条件については従前に入居条件にまた戻るとような内容でございます。

議案関係参考資料19ページには新旧対照表を掲載させていただいておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） この特例がなくなるということは、今まで入っていた人でも所得要件によって出なきゃならないということが生ずると思うんですけども、それは現状としてあるのかなのか、その辺を。あるとすればどのぐらいの人数であるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいま御入居いただいている方については、制度としては従前の

とおりで、今後入居なさる方についての入居要件が従前に戻るということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 現在入っている人たちで、この特例がなくなると所得要件というのが発生してくると思うんです。所得、このぐらいの人は入れないとか、このぐらいの基準の人は入れるとか、それが該当するのかわからないのか、その辺伺います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども申し上げましたとおり、現在入居いただいている方につきましては、現行の制度のまま家賃低廉であったり低減であったりという措置が継続をされます。あくまで、ですから4月1日以降に入居される方の入居要件が変わります。ですから、4月1日以降に入居されました方については政令月収15万8,000円以下、あとは特例階層というある一定の条件を満たせばそれを超えても入れる方ということではございますが、住宅料金等々につきましては、震災で被災を受けた方のような特例はちょっと受けられないということになるということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今後入る人たち、空き区画が出てきて入りたいという人たちも出てくると思うんです。そうした場合、低所得の人たちがこの特例がないと入れないんでないかという心配があるわけですが。例えば、この住宅でなくて、この間今までの住宅の古い部分は取り壊しましたけれども、そういう年金暮らしの人たちなんか入れない、ここには入れないと思うんですけれども、今復興住宅には、空いているからといっても入れないと思うんです。その低所得者のために入れるというのは既存の住宅かなと思うんですけれども、その辺は今後とも入れる戸数があるのか、空きが、今後の見通しとして、大分これから古いものを取り壊して解体していくというような事案もあるので、その辺心配ないのかどうか伺いたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） そもそも、従前の町営住宅につきましても、災害公営住宅につきましても特例がつきませんが、入居要件としましては、第一義といたしまして、やはり低所得者のための住宅というのが前提でございます。ただ、今回東日本大震災におきまして住居に困窮しているという要件を満たせば所得がオーバーしていても入れるということでしたが、その要件がなくなるということでございますので、4月1日以降、条例改正、4月1

日を予定してございますが、それ以降につきましても、低所得者の方々については今までどおり御入居がいただけるということでございます。

あと、空き戸ということでございますが、今後順次先の議会のほうで条例でお認めいただきました管理住宅の削減ということで、古い住宅につきましても順次解体をしていくということで予定してございます。それと、今の現段階での空き状況を申し上げますと、今現段階で災害公営住宅だけで21戸空きが生じておるというところでございます。その21戸につきましては、当然ながら順次修繕等々、補修等終わりました入居ができる状況になればまた募集をかけていくということで予定してございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 以前にも聞いたんですけども、町営住宅に関しては老朽化が進んでいて、その今後集約して解体をしていくというような話、以前しました。そのときに、町営住宅から出て、ぜひ災害公営住宅に入りたいと、そして生活困窮に近い方たちが入りたいというような要望を聞いたときに、なかなかそのときの答えというのがちょっとはっきりしなかったんですけども、そういった方々が災害公営住宅に入る、入れる、そういった形に今後なっていくのか、その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まずは住宅に困窮しているというのが大前提となりますので、現状の状況を申し上げますと、既に一般の町営住宅に入居されている方については住宅に困窮していないということでございますので、現状では災害公営にはストレートにお移りはいただけないと。ただ、今後町営住宅も古くなってまいりますし、当然ながら長い間わざわざ高い修繕費をかけて、言い方が悪いかもしれませんが、従前の住宅につきましても家賃が非常に低額でございます。数千円ということでございまして、数万円、数十万円かけて長い間無理して古い住宅を維持するというのはなかなか好ましい状態ではないのかなということで、今後の検討課題といたしましては、古い住宅を解体する際に入居されている方について災害公営のほうにお移りいただくというような方法も今後検討していきたいと思っておりますし、それに伴いまして当然費用というのが発生いたしますので、それにつきましてもちょっとまだ今具体的内容はお話しできるまで詰まっておりますが、その辺も検討をしてみたいと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町営住宅に入っている方で、災害公営住宅に入りたいという人たちも中

にはいます。そういった話も聞こえてくるので、こういった実態調査というのを建設課のほうで試みて、その住民の意向がある程度固まってきて、そのときに町営住宅の老朽化の部分を解体、そして入りたいという人が入れるような状況をつくっていけるのかなと思いますので、その辺の現状調査、その辺も含めて建設課にはお願いしたいと思います。

あとは、政令月収の関係なんですけど、15万円云々という金額が所得の中であった場合は入居がされないという、その制度が取り払われて15万円超えても入れるというような形の入居条件だと思うんですけども、そういった中で気仙沼地区ではやっぱりそういった、南三陸町と同等のことが起きていて、災害公営住宅から撤退する、撤去するというような形の方もいるので、この制度が今回変わったことによって町の災害公営住宅に変動、入居をあきらめてどこかのアパートに移るとか、住宅再建するとかいろいろあるんでしょうけれども、そういった住民にとって困るようなことはあるんでしょうか。その辺お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の改正は、4月1日から入居の方ということでございます。それと、先ほどお話を申しあげました15万8,000円というのは、これは一般的な、一般階層と俗に呼ばれる低所得者という方々の政令月収ということで、入居ができるということでございますが、裁量階層というのがございまして、マックスで25万9,000円の政令月収までの方について、ただし、条件が付きまして高齢者世帯と60歳以上の単身の方であったり、60歳以上の方のみで構成された世帯とか、あとは18歳未満の子育て世帯とか障害者がいる世帯の方とか、障害者と一概に申しあげてもいろいろ等級等で縛りはございますが、そういった裁量階層というのもございますので、必ずしも15万8,000円をクリアしないと入れないということではございませんので御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） お願いしたいのは、生活困窮者、この町で生きていくためにそういった人たちのことを常に考えるような災害公営住宅、町営住宅の在り方で、私は、あってほしいと思います。そんなことも考慮しながら、その家庭の現状をしっかりと見極めて町のほうでは入居とか、あと金額というのも政令月収の中で積算されるので、その辺は何ともならないということだと思いますが、ただ本人が災害公営住宅に入りたいんだという要望があれば、それに親切丁寧に対応していただければと思います。その辺お願いして質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） ただいまの御質問でございますが、先ほども申しあげましたとおり、

現段階では災害公営に入りたいという御希望があっても住宅に困窮していないという部分がございますので、ちょっと今の段階ではお移りはいただけないと。もし、今後においていろいろな政策的な関係等々でお移りをいただくとした場合につきましては、当然ながら、今従前の住宅は結構古いものと、かなり、四、五十年たっているものもございます。そうしますと、先ほども申し上げましたが、家賃が数千円ということでございますが、災害公営にお移りいただくと家賃がぐんと、場合によっては2万円とか数倍に跳ね上がるというようなこともございますので、その辺はちょっと今後におきましていろいろ多方面で内部のほうで協議をさせていただきまして、順次古い住宅については解体をして災害公営のほうにお移りいただくような対応を取っていきたいというふうには考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ確認させていただきます。

こういった被災者という言葉から少しずつ開放されていくんでしょうけれども、そこで、先ほど前議員も聞いていた困窮している人たち及びそういった方たちが、例えば何人か組んでシェアハウスのような形で入居は、今はできるのかできないのか、その点確認お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今シェアハウスのような入居が、今後の住宅の利活用として可能性とするとゼロではないかと考えてございますが、今基本的にはシェアハウスといいますか同居という取扱いに、どうしてもなりますので、その辺で収入云々というのもありますし誰でも一緒に入れるというような状況ではございませんので、その辺は御理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） ではその組んだ何人かが、誰か頭になってという、そういうことだと入居できる、同居の扱いでできるのかどうか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 基本的には世帯としての入居ということになりますので、そういった複数人で組んで入居というのは現状の制度的にはちょっとなかなか難しいのかなというところがございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。



討論に入ります。(「なし」の声あり)

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦清人君) なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第19号 南三陸町野営場条例の一部を改正する条例制定について

○議長(三浦清人君) 日程第15、議案第19号南三陸町野営場条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました、議案第19号南三陸町野営場条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、神割崎キャンプ場の施設について整理するなどしたいため必要な改正を行うものがあります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(三浦清人君) 担当課長の細部説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長(佐藤宏明君) それでは、議案第19号南三陸町野営場条例の一部を改正する条例制定について細部を説明させていただきます。

改正内容は議案書の25ページから27ページ、新旧対照表は議案関係参考資料2冊のうち1の20ページから24ページになります。

本改正につきましては、近年のアウトドアニーズに鑑み、特に冬期、冬の期間におけるキャンプニーズへの対応として神割崎キャンプ場の通年営業化を図るとともに、キャビン3棟を新設いたしましたので、その利用料金等を反映すべく南三陸町野営場条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表にて改正の概要を御説明いたしますので、議案関係参考資料20ページを御覧ください。

まず、条例の題名を南三陸町野営場条例から南三陸町神割崎キャンプ場設置及び管理条例に改正をいたします。屋外にテントを設営して泊まれる施設を一般的にはキャンプ場と呼びます。また、神割崎キャンプ場は昭和44年の開場以来50年を経過し、神割崎キャンプ場の名称で定着してきておりますので題名を改正いたしまして、その設置及び管理条例である旨を明

確化するものでございます。なお、題名の改正に合わせまして条例全般において野営場をキャンプ場に変更いたしております。

次に、中段の第3条に施設の規定を追加いたしました。これまで施設の規定が明確でなかったことから改めて整理を行いました。既存施設である第2号オート区画サイト、第3号フリーサイト及び第5号キャビンに加え、これまで別条例としていた南三陸町神割観光プラザ設置及び管理条例を本改正条例の附則において廃止をいたしまして、神割観光プラザを第1号においてキャンプ場の管理棟と位置づけ、第4号に新設サイトとなりますキャンピングカーサイトを規定いたしております。なお、キャンピングカーサイトは、オート区画サイト入り口付近、神割崎キャンプ場仮設住宅があった場所内に約10台程度を今想定しているところでございます。

次に、21ページ、第7条に利用期間及び利用時間を規定いたしまして、現行条例において休場日を規定していたものを廃し、22ページの下段、別表第1のとおりに改めまして利用期間を通年といたしました。同じく22ページの中段に第11条に利用料金について、こちらは条例のほうで、議案書のほうで御説明をさしあげますので、議案書の26ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらに別表第2がございます。まず入場料につきましては現行条例からの変更はございません。中段のサイト利用料につきましては区分ごとに御説明を申し上げます。オート区画サイトは現行条例から変更はございません。次のフリーサイトにつきましては現行一張り300円を400円に、少し下がっていただきまして、10人以上の団体の場合のフリーサイトにつきましても240円を320円に改めてございます。令和3年度においてサニタリーハウス内の改修を計画してございます。現在サニタリーハウス内に設置しているシャワーにつきましてはコイン式器具を利用して、有料にて御利用いただいております。しかしながら、このコイン式の器具自体の流通が減少し、修理等の対応、今後の維持管理に支障をきたすことが考えられ、また改修後に浴室の設置等による運用上の取扱いを考慮いたしまして、シャワー料金はフリーサイト料金に含めるとしたということによる改正でございます。

次に、キャンピングカーサイトについては1台1,000円というふうに規定いたしました。

次に、10人以上のオート区画サイトについては現行条例からの変更はないという状況です。

それから下段に移りまして、キャビンの利用料につきましては利用棟のA棟定員5名が既設3棟の規定になりまして、現行条例からの変更はございません。B棟定員6名が新設いたします3棟の規定になりまして、他のキャンプ場の例を参考とし、施設の規模、定員の増員に

よる年間の維持管理費等を考慮して、結果としてA棟に比して2倍の料金という内容で規定をしているところがございます。

なお、条例の施行日は令和3年4月1日としております。

以上、簡単ではございますが細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 何点かお伺いたします。

まずもって、このキャンプ場、野営場で名前がキャンプ場になったということは現代の用語にマッチするのかなという思いがいたします。いいことだと思います。

それから、このフリーサイトの一張り300円から400円になったと、テント一張りですね、それは平成の森にもあるんですけども、その辺の整合性が取れているのか、その辺お伺いたします。

それから、オート区画サイト1区画3,000円、それからキャビンカーサイト1台1,000円とありますけれども、これは例えばキャビンカーを持ってきた場合1台で1,000円にするのか、その区画と1区画と一台の違いの説明をお願いします。

それから、新年度から始まるA棟、このキャビン利用料なんですけれども、A棟が定員5名、B棟が定員6名なんですけれども、1泊の料金が5,000円と1万円で倍になっていますけれども、これでいいのか、1人だけ違うのに、中の設備が違うのか、シャワーがあるなしでも違ってくると思いますけれども、その辺、これで間に合うのかどうなのかということです。その辺お伺いたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず1点目のフリーサイトの一張りの料金につきまして、平成の森につきましては生涯学習課長のほうから答弁をお願いしたいと思いますが、今回の神割崎の区画の変更は先ほど申しましたとおりシャワーの利用の考え方を改めさせていただいたということで、これまでは使用するとき機械にコインを入れて一定の時間で使えるというスタイルだったんですが、その器具自体がなかなか時代として対応しきれなくなっているということで、備付けのシャワーに変えると。その料金についてはサイト使用料の中に翻案をいたしまして100円値上げさせていただいて400円に対応を図っていきたいというのが改正の内容でございます。

それから、オート区画サイトというのは、オートキャンプの区画が神割崎のフリーのテントが入る岬のほうと反対側の山のほうにあるんです。そこの1区画を利用する場合のサイト利用料でございまして、それが3,000円ということになります。今回改めて設けさせていただいたのがキャンピングカーサイトということで、1台1,000円という規定をさせていただきました。昨今アウトドアブームの流れの1つとして、キャンピングカーを御利用される皆さんも大分増えてきているということです。御存じのとおり、最近ですと道の駅によく止まっている風景なんかも見るんですが、実は要望としてキャンピングカーとして泊まれないかということなんです。ただ、キャンピング区画サイトを御利用いただくには、やっぱり上段にある3,000円を御負担いただきたいということになるんですが、どちらかといいますとキャンピングカーをお持ちの方は、キャンピングカーでおおむねの設備が完結するというのもあって、いわゆる感覚的には駐車代金としてキャンピングカーサイト1台分の料金をお願いしたいということになりました。ですので、基本は区画サイト内に車を止めていただくことだけが料金の範囲内ということで、そこでいろいろなものを広げたりとかということは御遠慮いただく、それをしたいのであればオート区画サイトのほうを御利用いただくというような整理を今考えているところでございます。

それから、キャビンの利用料金につきましてはいろいろ料金の設定も考えましたところ、近隣の設定の内容等含めたんですが、年間の利用料金等々も当然考慮させていただきまして、設備内容とすれば面積が違うというのと、中身に入っているものはほぼ変わらないんです。先ほどシャワーということがあったんですけども、シャワーはついていないんです。単純に泊っていただくだけの施設ということになります。そういったことも含めて、年間の維持管理的なところを考慮いたしまして、一定の数字をはじいて、それを賄っていくためには大体このぐらいの金額というのをはじき出したのが大体1万円という感じになっているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦清人君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（大森隆市君） 平成の森のサイトと整合性を図っているのかということですが、施設は完璧に別ですし、この改正、キャンプ場の改正前の料金と平成の森の前の、今の料金と同額でございまして、ただし、平成の森については施設内に浴室があるということでございますので、神割崎キャンプ場との整合性を図る必要はないのかなというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 今コロナ禍でキャビンカーサイト、これを利用する方々が多くなっているの、非常にいいことだと思うんです。最近4月から始めるわけですけれども、申し込みとか照会とか多分来ていると思うんですけれども、どの程度来ているのか、これが始まれば大分ここも賑わいが出るのではないかと期待するものですが、その辺だけお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 本条例の附則におきまして、この条例が可決になった際に準備行為として規定をさせていただいておりますので、決まりましたら早速対外的なPR活動に努めてまいりたいというふうに考えてございますので、実際にはこれからということになりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件だけお伺いします。

神割崎キャンプ場、基本的には観光協会の管理運営でもってやっていると思うんですが、その場合にこういった形の値段の値上げの部分というのは基本的には町に入るんじゃなくて観光協会に入るのかなと、そして運営費に充てられるのかなと、そう思うんですが、その値上げしたことによってどれぐらいの金額が昨年度より上がるのか。そして、お金というのはどんな形に管理されるものなのか、その辺だけお伺いします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 今回冬期間の、通年営業になりますので、現状よりも4か月営業期間が延びることになりますので、当然そこへの集客の増も見込まれるということになります。一昨年、昨年当たり、試験的に何日間か開けてみたんです。今年度はコロナの影響があってそのとおりなんです、令和元年度当たりは約40日ぐらいのお試し期間を設けて、1,000人ぐらいの方に御利用いただいているということになりますので、それなりの利用は十分見込めるんだろうと、特に今アウトドアの嗜好がコロナ禍にあってもあるということでございますので、そこは期待をしていきたいと思うところでございます。一方で管理期間が延びることになりますので、当然維持管理という部分も出てくるということになりますし、これからは施設もさらに増えるということになりますので、当然の維持管理費も考えていかなければならないということでございますが、今回の改正によりましてそこは十分に賄っていただけるんだろうというふうに思っております。当然に運営してみないと具体的には分かりませんが、いずれその中の最終的には御質問があります指定管理料との調整と

いうのは当然検討されるべきということになるかと思いますので、そこは年度の運用を見ながら調整していきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） お試して40日ぐらいをこれまでよりも開けたということで、1,000人ぐらいの来場者があったと。私はコロナに関係なくこれからこういった野外の家族の活動等増えていくと思います。そういった中で、今回料金を上げたことによって集客が減るということも私はないと思います。やっぱり南三陸町の自然を楽しみながら南三陸町の食材を、キャンプをしながら食べると、これはいい環境だとすごいと思いますので、私は大きく期待はしています。しかしながら、管理委託制度であることによって観光協会のほうにこのお金がプラスになっていくだけじゃなくて、やっぱり管理委託制度の下で委託料の値上げ、この辺は十分に図っていかなければならないことだと私は思いますので、それに関しても今、商工観光課長の話ですと、やっぱり今後この売上げの推移を見た上で管理委託料の値上げ、その辺も検討していくんだというような話だと思いますので、私は当然だと思います。このぐらい町の経費をかけてキャンプ場でシャワーつけたり、あとはログハウス造ったりということで、やっぱりいろいろな町からの持ち出しがあって、環境が随分整ってきています。そういった上で、やはり管理委託を受けた観光協会をこれを十二分に活用して売上げにつなげることが町のためになると思いますし、あとは管理委託料、その値上げも町の税収として入ってくるものだと思いますので、今後の推移という町のほうではなかなか、これからのことで先が見えないとは言いますが、これぐらい上げたことによってある程度目算というのはしていると思うんですが、何割ぐらい想定しているのか。その辺だけ最後にお聞きします。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） そうですね、通年を通して営業が可能になるということなんです。もちろん神割崎キャンプ場の魅力としての情報発信はきちんとこれからも続けて、たくさんの方に利用していただきたいというふうに考えてございますし、当然訪れる皆さんはおいでになる途中に食材の購入であったり、あるいは車でおいでになる方がほとんどですので、燃料の補給であったり、それは当然に町内波及というところも意識をしていく必要があるんだろうというふうに思っております。

先ほど御発言の中に、税収として利用料金が入ってくるということがあったんですが、指定管理料との調整ということだと思うんですけども、利用した料金は管理者の収入になります。あと全体の運営に係る経費の、町がお支払いする委託料、ここの調整が年度の中で発

生してくるという仕組みになってございますので、そこは御理解をお願いいたします。

先ほど申しましたとおり、年間、先ほど冬場ちょっとやってみたら1,000名は超えたというようにお話しをさせていただきましたので、今年度もこのコロナ禍にあっても利用というのは大分ありまして、全体的にはそう大きな影響はないような状況になっているんです。ですので、先ほど1,000名という話をしましたけれども、1,000名以上の人の利用増というのは当然見込めますし、そういうところを期待しながら今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺いたいと思います。

まず、第1点目なんですけれども、オート区画のサイトが3,000円、これは電気が使えるんですよ、確か。そして、あと今回、元の寺浜の仮設があったところに10台分ですか、キャンピングカーが置ける場所を駐車代として1,000円いただいて使ってもらおう、そういう改正のようなんですけれども、そこで伺いたいのは今の時代、やはりオート区画の利用も増えているんだかどうなんだか。ほとんど今キャンピングカーかもしくは普通の車もキャンピングカー代わりに使っているような形なんで、そこでキャンピングカーサイトにおいては先ほどの答弁ですと止めるだけという、そういう答弁がありました。そこで止めるだけだったら、私はあえて、昔のように小学生とか中学生が団体で来てテントを張るということもめったにないでしょうから、私もたまに朝、以前は行っていたんですけれども、そうすると何組かがテントを張って利用しているようなんで、私は行くたびに入口のもだになっているところのあそこに車を止めて、そしてキャンプなさっているんで、そういった方たちもキャンプ場の中まで車を入れて、そして近くでテントを張れば楽なのにとそういう思いもしていました。そこで、以前ですとやはり不便さがあってキャンプ本来の自然を感じられるんじゃないかという答弁もいただいていたけれども、これから眺めのいいところに車を止めてキャンピングカーを利用するという、そういうことも一つ大切なんじゃないかと思うんですが、その点、それこそ管理運営で安全確保その他が難しいという考えなのか、その点伺いたいと思います。

あともう1点は改正になって第6条になったんですけれども、6条のキャンプ場の管理を行わない、指定管理者はキャンプ場の管理を行わなければならないという、そういうふううたっていますけれども、そこで管理を管理と運営のような形に分けることは考えられないのか、運営するほうと管理といっても機械的な部分、設備的な部分と自然的な部分があるので、その点ある程度分けての管理は考えられないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まず1点目でございますが、現状のフリーサイトの利用に当たりましても、私が担当時代のキャンプ場、30年ぐらいになるんですけども、その頃はリヤカーで荷物を駐車場から運んでいただいていたんですが、現在はテントサイトまで一旦車で荷物を運んでいただいて、準備の荷物を下ろし終わったらば車を駐車場に移動していただくというスタイルを取っていますので、大分利便性は上がっているというふうに思います。当然場内の車の通行ということになりますので、他の利用者の方々の安全の確保という観点もございますので、そういった扱いをさせていただいておりますが、場内にたくさんの車がはいるということになりますと当然入退場でいろいろ支障もきたしてきますので、おっしゃるとおり眺めのいいところに車を止めてキャンプを楽しんでいただくという環境が整うのであればオート区画サイトのほうをまず御利用いただきたいということになるんですが、当然施設を、さらに規模を増やすというのも現状としては難しいということになりますので、現行の範囲内で可能な限りキャンプを楽しんでいただけるように、そこは充実を図っていきたいというふうに考えてございます。

2つ目の御質問ですが、当然自然の中で施設を利用していただくということになりますので、分けて考えられないのかということですが、逆に分けたほうが私は管理上は大変だと思うんです。施設の状況の把握をしながらお客様に場内の御案内をしていかなきゃならないというところに、管理団体は別にあって、運営団体だけが、いわゆる先ほどの例えば料金の収納業務だけをやっているというのはちょっとなじまないのかなというふうに思いますので、そこは当然施設が規模も今回増えるということになりますし、管理メニューも増えていくということになりますので、指定管理者とはその辺は今後しっかりと詰めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 以前はリヤカーでやっていたんで、昨今は車で一旦行って、そして荷物を降ろして、また車は駐車場にしてまた歩いてきて、そして利用するという答弁でした。そこで利用法も確かによろしいんでしょうけれども、キャンプ場自体は一旦キャンプ場のところに車を置いたら、やだぎりキャンプ場から県道、コンビニもなくなりましたし戸倉に、そういった観点からすると、一旦置いたやつはほとんどよほどな用がない限り移動はしないんじゃないかという、そういう思いがするものですから、せめて例えば週末とか平日とかを分けて、10台ぐらいまでだったらキャンプ場内に止められるとか限定的なもので、そして10台



以上になったら駐車場に止めてもらうとか、そういう利用方法もしてもらえないんじゃないかと思うんですけども、ただその区別するのに難しいとかということをおぼろげにうたっておけば、たまたますいているときはそういった形で利用できるし、混み合っているときは普通っぽく利用できると、そういうこともできる、利用していただく方法としてはあると思いますので検討していただければと思います。

あと、管理と運営なんですけれども、私課長に二度と言わないような気がしていたんですけども、自然的な部分、草刈りその他の部分なんですけれども、やはりよそのキャンプ場といたらおかしいですけども、それなりに小ざっぱりというかする必要はあると思うので、そこで委託を分けるという方法もあるかもしれないんですけども、昨今、例えばシルバー人材等もいよいよ稼働するという事なんで、再委託にならない形でいろいろ協力を得ながら、あと地元の方たちとの協力を得ながら自然的な部分の管理も必要じゃないかと思うんですけども。特に冬場管理しないときの部分に逆に自然的な部分を管理していくと、シーズンえらく楽ですので、そういったことも、こういったことは課長十分私より知っていると思うんですけども、そういったことも、指定出ただけじゃなくてこっち当局というか、部分のほうからも検討なり打ち合わせなりしながらこれからますます多分キャンプが増える、ブームになっていくと思うので、利用する方たちにとってこの三陸町の魅力を発信していく必要があると思うんですが、最後確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 1点目の御質問につきましては、やはり特例的な扱いというのは利用者に混乱をきたす元にもなるのかなと思いますので、一定のルールの下で、当面は御利用いただけるように、こちらも利便性を十分に検討しながら進めていきたいと思っておりますので御理解を賜ればというふうに思います。

それから、2点目も管理部門、議員からいろいろ御指摘をいただく部分につきましては、何度もお答えをさせていただき指定管理の範囲内で管理運営をしなきゃならない部分については先ほど私が言ったとおりでございます。それ以外の町道を含めた部分の整備につきましては、これまでも御指摘を受けましたので、この後御審議いただきます令和3年度の当初予算には管理のための経費を別途計上させていただくことにしましたので、そういったものを活用しながら周辺も含めて適正な管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり)

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三浦清人君) なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第20号 南三陸町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について

○議長(三浦清人君) 日程第16、議案第20号南三陸町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました、議案第20号南三陸町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、町が借り上げ整備を進める入谷鏡石地区の空き家について、鏡石定住促進住宅として設置し、これを運用したいため必要な改正を行うものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(三浦清人君) 担当課長の細部説明を求めます。震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監(桑原俊介君) それでは、議案第20号南三陸町定住促進住宅条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

本案は、令和2年度一般会計補正予算第4号で承認いただきました新型コロナウイルス対応定住促進住宅の整備に伴い、南三陸町定住促進住宅条例に当該住宅を追加するなど一部を改正するものです。

議案関係参考資料1冊目の25ページ、新旧対照表を御覧ください。

まず第2条では、既存の南三陸町峰畑定住促進住宅の名称から南三陸町を削除する文言整理でございます。こちらは南三陸町に所在する住宅であることは明白であることから削除するものでございます。加えて整備する定住促進住宅は入谷字鏡石に所在していますので、名称を鏡石定住促進住宅、併せて位置する住所を追加するものです。

次に、第3条第2項の規格を種別に改めます。こちらは26ページの第11条も併せて御覧ください。

第11条では既存の峰畑定住促進住宅を規格2K、3Kで表記していましたが、鏡石定住促進

住宅が追加となったことから表記を改正案のとおり規格から種別に改めるものでございます。

続きまして、第5条は入居者の資格を見直す改正でございます。4号として新たに改正案の記載を追加することとしています。今回整備します鏡石定住促進住宅は3Kの戸建て物件となっております。当該物件と峰畑定住促進住宅3K物件については広めの物件ですので、できれば单身の方ではなく世帯の方に入居していただきたい、しかしながら单身での入居を完全に否定することまではしませんので、ただし書以降の記載としてでございます。5号につきましては、現行の4号の号ずれになります。6号につきましては現行の5号の記載ですと、例えば大学卒業後の若者が入居しようとする場合、入居前の月額収入で判断することとなりますので、アルバイト収入の学生の場合だと入居できない可能性が出てくることとなります。現状のコロナ禍において都会ではなく地方での生活を希望する若者も増えてきている状況を踏まえ、改正案の記載に改めるものでございます。7号につきましては現行の6号の号ずれになります。

最後に、26ページ、第11条の家賃でございます。

鏡石定住促進住宅につきましては家賃月額3万円に設定したいと考えております。月額家賃の算定につきましては、空き家バンク7物件の1平方メートル当たりの単価を算出し、鏡石定住促進住宅の面積を乗じて算出しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 新しくリフォームというか改修した形だと思うんですけども、もとの基礎情報を今まであまりお伺いしていなかったと思うので、大体築何年ぐらいの建物でこういうものでございますという情報をまずお知らせいただきたかったということが1つと、条例の中で、先ほど御説明もありましたが、単身者以外といいますか、現に同居し、または同居しようとする親族を有する者であることというのが入居者資格に入ってきました。一方で単身者でもいいですよと言っていますので、これは私、条例文を読んだときにはつきり2Kのほうは単身でもいいけれども、3Kのほうは夫婦じゃないとだめですよという話なのかなと思ったんですけども、そういう理解でいいのか、広いところでも1人で住みたければ1人でもいいですよということなのか確認したいと思いますがいかがですか。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 基礎情報ということなんですけれども、これは入

谷の旧駐在所ということでお聞きしております。もともと和室のみの3Kとなっていて、駐在所だった関係もあって見張り室という部屋もあるようなんですけれども、そちらを、和室2つ、それから1室を洋室にやり替えるということにさせていただきます。すみません、ちょっと築何年かというのが今手元に持ち合わせていなかったのもので申し訳ございません。

条文のほうの入居条件のところなんですけれども、2K、3Kともに単身でも入れるということにしておりますが、一応2Kのほうには、おっしゃるように単身の方に優先的に入っていただいて、それでも単身の方が来られて、ほかに入居するところがなくて3Kが空いている場合にはこれはもう入ることを否定しないということでございます。

○議長（三浦清人君） 分かりました。（「はい」の声あり）今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点ほど伺いたいと思います。

まず、参考資料の26ページ、一番下の改正案のほうなんですけれども、峰畑のほうには2K、3Kとついているんですけれども、今回の鏡石のやつにはこの他に3Kとかつける必要があるんじゃないかと思えますので、その点確認お願いしたいと思えます。

あともう1点は、先ほども公営住宅でお聞きしたんですけれども、今回定住促進ということなんで3K、広い住宅ですので、これまた同一家族というかあれじゃなくシェアハウスのには使えないのか、使えるようになるのか、例えば協力隊員さんとしてきた方たちの中で、単独では住むのが大変だから組んでとりあえず、とりあえずというか活動するというそういうことも考えられると思うんで、その点、定住促進目的、名前だけかどうか分からないんですけれども目的ということなんで考えられるかどうか伺いたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まず1点目なんですけれども、鏡石定住促進住宅、3Kの物件になりますけれども、記載する必要がないかということなんです、峰畑定住促進住宅の場合は2K、3Kと種別を分けて書かないと分かりませんが、鏡石定住促進住宅、1戸だけですので3Kと改めて記載する必要はないということで記載してございません。

それから入居なんですけれども、シェアハウス、こちらは先ほどの建設課長と同じような感じになってきますが、今の規定でいくとちょっと難しいかなということになってございます。確かにシェアハウスの使い方というのは、今後検討していく余地はあるかと思っております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 鏡石は住宅が1つだけだから必要ないという、そういう答弁いただきましたけれども、今後どこにどう増えるか分からないというか、そういうことを想定はできなかったのか、例えば同じ地区にまた促進住宅にできるようなところが見つかった場合には、嫌みっぽい質問にはなるんですけども、可能性としては、例えば同じ地区に同じような住宅があればその方たちでコミュニケーションが取れるという、そういうこともできると思うので、なきにしもあらずなので再度確認させていただきます。

あともう1点、シェアハウスのということでは現状では難しいという、そういう答弁分かりました。それで、震災後はそういった町の手伝いに来ていた方たちがいろいろな場所でそういったシェアハウスみたいにして町の復興の手伝いをしてきたということも大分聞いていますので、今後もそういった形を取り入れていく必要もあるんじゃないかと思うので、その点再度確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） 1点目の同じ地域にできた場合なんですけれども、そのときは改めて表示をするということだと思います。条例とか条文をつくることというのはできるだけスマートにつくるということになっていますので、この記載で分からないわけではないので、そういうことをございます。

それから2点目につきましては、今何とも明確にお答えすることはやっぱりむずかしいですので、時代の流れなどを踏まえながら引き続き検討ということになるかと思います。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありますか。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 定住促進、町としては空き家対策としてそういったことは取り組まなきゃいけない部分だと思いますが、峰畑に2棟あります。これは基本的に空き家になったところがたまたま峰畑地区だったというような解釈でよろしいでしょうか。そして、今定住促進事業を進めているわけなんですけど、この峰畑の部分には定住希望のそういった状況を聞くための連絡とかメールとか、その辺はあったのか、その辺をお聞きします。もちろんこの峰畑地区は危険区域とか浸水域ではないと思うんですけども、その辺のこの場所の安全性、入谷地区に当たっては鏡石の元駐在所なんで、あの辺は災害が起こっても大丈夫な地区だとは思いますが、なかなか町のほうでの政策の一つとして定住促進、これに関してはどういった、これまで成果が出ているのか、その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 伊里前の、峰畑の定住促進住宅につきましては、従前館浜のほうに町で建てた仮設住宅を移築したものが建設をされているというような状況でございます。今入居の状況につきましては、今5戸あるうち4世帯入居していただいているという状況でございます。あとその安全性の問題に関しましては、場所が歌津中学校の前といたらいいんでしょうか、伊里前小学校の上といたらよろしいんでしょうか、ちょっとお分かりいただけると思うんですが、十分に、当然ながら災害危険区域も外れておりますし高台にあるということで、安全性のほうについては確保ができていますというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 状況って聞いたんですけども、建設課長は何棟か峰畑地区にあってそこに居住している方もいるということは、現実的には促進住宅としての機能をそこでは実際行われていると。峰畑という住所を聞いたときに峰畑団地を私の中では思い出しましたが、確かに館浜の木造の仮設、立派な仮設住宅で、それを移築してという話が3年前ぐらい、私が2回目の議員になったときに聞きましたが、その部分だと思います。そして、そのときにももう入居者が決まっているということで、今回の入谷地区、鏡石の定住促進、この辺も入谷地区に入りたいとか南三陸町に来て定住を希望するとかそういった状況が町のほうに届いているのか、その辺お聞きします。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） すみません、今鏡石に入居したいという話があるかどうかということでしょうか。こちら、まだ物件整備中でして、まだ表に出していない状況ですので、外の方からここに入りたいというお話はいただいてございません。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 中の改築中でも、その辺はこういったいい住宅、こういったいい環境に定住促進住宅が、南三陸町では整備していますというような情報発信も私は必要じゃないかと思って、そういった活動がここを改築している間にもう既に発信しているのかなど、そういったことを思いましたので今聞きましたが、まだそこまでは行っていないという話なので。どこの自治体も競争して定住促進を狙った事業がいっぱいあって、そのほかに建物だけじゃなくてそういった定住で来てもらえる人のための制度設計とかいろいろな補助事業もやっています。やっぱり定住促進住宅があるから来てくださりだけではなかなか来てくれないと、そういった中で定住住宅プラス何を南三陸町の定住促進事業というのは準備しているのか、何かそういったメニューがあれば何個か教えてください。

○議長（三浦清人君） 震災復興企画調整監。

○企画課震災復興企画調整監（桑原俊介君） まず、対外的な発信ということなんですけれども、この条例が御承認いただけましたら速やかに準備行為ということに入りたいと思ってございますので、よろしくをお願いします。

あと、移住関係の施策ということでいきますと、民間家賃の補助であったりとか、それから、賃貸住宅ではないですけども、購入の場合であれば若者マイホームとかというメニューが用意されてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第21号 南三陸町林業村落センター設置及び管理条例を廃止する  
条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議案第21号南三陸町林業村落センター設置及び管理条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました、議案第21号南三陸町林業村落センター設置及び管理条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、入谷地区に設置しておりました林業村落センターについて廃止したいため、その関係条例を廃止するものであります。

細部につきましては、担当課長から御説明申し上げますのでよろしく御審議の上御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第21号南三陸町林業村落センター設置及び管理条例を廃止する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案書は30ページ、31ページですが、議案参考資料2冊のうち1、27ページに施設概要等を

記載しておりますので、詳細につきましては議案参考資料で御説明申し上げます。

当町林業村落センターにつきましては、昭和54年に新築され、長年入谷公民館として使用されてきた施設ですが、平成29年度の調査により建物にアスベストの使用が判明し、平成30年2月1日より建物2階大研修室を使用禁止としております。昨年7月に新入谷公民館が完成し、公民館機能が新入谷公民館に移転したあとは林業村落センターを閉館しており、来年度に施設を解体する予定となっていることから、南三陸町林業村落センター設置及び管理条例を廃止するものでございます。

以上、簡単ですが細部を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 現在使われていないセンターということで説明ありましたが、そこで解体後の跡地というのは民有地なのか公有地なのかそうでないのか、もし、その後の利用計画なり、どのように考えているのか1点。

あと、もう1点は、よくいろいろな形で答弁あるんですけども、その事業をやめてしまうと補助金を返さなきゃいけないという、そういう答弁ありますが、今回この緊急対策としていただいていた3,800万円は何%も返さなくていいのか、その返すときの規定等を教えていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず、解体後のセンターの跡地でございますが、この跡地につきましては民有地でございますので、更地にしてお返しするというところで、今後の予定等は特にございませぬ。

あと、今回林業村落センター解体を予定しておるんですけども、補助金の適化法上に関しましては、この建物は鉄筋コンクリートでございますので、耐用年数が50年というふうに規定されております。現在42年経過しているということで、机上の部分では8年分はお返ししなければならぬということになっております。現在この適化法上の事務手続き及び財産処分の承認申請の手続き、事務手続き中でございます。したがって、当初予算に、先ほど、来年度解体というふうにお話ししましたが、当初の予算には載ってございませぬ。この手続きが整い次第補正予算で対応したいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 跡地は民有地ということで分かりました。



そこで、50年のやつが42年で廃止ということは、普通考えるとその分の割合で返還ということも考えられるんでしょうけれども、何分42年使ってきたんで補助金の使用効果というか目的を十分達してきたと個人的には思えるんで、そこで特例ではないんでしょうけれども、免除みたいな申請、そういう協議はできるのかできないのか、その点再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 私も同感なんですけれども、先ほど机上では返還しなければならないというふうなお話しさせていただいたんですが、説明にもあったように、2階部分はアスベストで使えないということもございます。したがって、今手続き中の国、県と協議中ということで、手続きが遅れているというふうな、それを交渉中だというところで御理解願いたいというところでございます。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） アスベストの件で交渉中ということなんですけれども、それはいい方向に向く感触というか、どういったことなのか。アスベストがなければまだ使えたやつなんでしょから、その点。ただ、逆にアスベスト使ったから補助のあいつは返してもらわなきゃならないということにもなりかねないと思うんですけれども、その点いいような形で県、その他国との協議、それを進めていっていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 我々としては四角四面で8年分残っているから返してくださいということで、はい分かりましたということではなくて、公民館という性質上、2階の大研修室、公民館の肝となる部分が使えないんだというふうなところを押しながら、なるべく返還にならないような形で交渉しているというところでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。6番佐藤正明君。いつも、なししか聞こえないから。手を挙げたと。はい。

○6番（佐藤正明君） 確認したかったんで。公民館の解体したあとは民有地で更地にして返すと、そういうことお話し聞きましたが、町有地もあったと思うんですが、駐車場方面のほうに。その辺あれば町有地を今後どのように考えていくか、その辺のやつありましたらちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） これは、管財課長。

○管財課長（阿部 彰君） ただいまの議員おっしゃられましたように、今の建物が建っている

部分は民有地でありまして、その脇の部分、東側になりますけれども、そちらの部分については確かに公有地、町有地になっています。ただ、今のところ、その跡地含めてどういった利用ができるかということについてはまだ検討中という形でございます。

○議長（三浦清人君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

なければ質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明10日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会いたします。御苦労さまでした。

午後3時55分 延会